

平成28年第3回邑南町議会定例会(第6日目)会議録

1. 招集年月日 平成28年3月4日(平成28年2月23日告示)
2. 招集の場所 邑南町役場 議場
3. 開 会 平成28年3月17日(水) 午前 9時30分
閉会 午後 2時50分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	5 番	和田 文雄
6 番	宮田 博	7 番	漆谷 光夫	8 番	大屋 光宏	9 番	中村 昌史
10 番	日野原 利郎	11 番	清水 優文	12 番	亀山 和巳	13 番	石橋 純二
14 番	山中 康樹	15 番	三上 徹	16 番	辰田 直久		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	5 番	和田 文雄
6 番	宮田 博	7 番	漆谷 光夫	8 番	大屋 光宏	9 番	中村 昌史
10 番	日野原 利郎	11 番	清水 優文	12 番	亀山 和巳	13 番	石橋 純二
14 番	山中 康樹	15 番	三上 徹	16 番	辰田 直久		

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副町長	桑野 修	総務課長	服部 導士
危機管理課長	藤間 修	定住促進課長	原 修	企画財政課長	日高 輝和
町民課長	種 文昭	税務課長	上田 洋文	福祉課長	沖 幹雄
農林振興課長	植田 弘和	商工観光課長	日高 始	建設課長補佐	川中 栄二
水道課長	朝田 誠司	保健課長	日高 誠	会計課長	飛弾 智徳
羽須美支所長	加藤 幸造	瑞穂支所長	川信 学		
教育委員長	森岡 弘典	教 育 長	土居 達也	学校教育課長	細貝 芳弘
生涯学習課長	能美 恭志	農業委員会長	田中 正規		

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 三上 直樹 事務局調整監 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
10 番	日野原 利郎	11 番	清水 優文		

12. 本日の会議の大意は別紙のとおりである。

平成28年第3回邑南町議会定例会議事日程(第6号)

平成28年3月17日(木) 午前9時30分開議

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

日程第3 請願の委員長報告

請願第4号 国民皆保険制度の維持・発展の意見書提出を求める請願
(平成27年12月8日 教育民生常任委員会付託)

日程第4 議案の討論、採決

議案第6号 指定管理者の指定について(自治会館等)

議案第7号 指定管理者の指定について(無量寿堂)

議案第8号 指定管理者の指定について(共同処理加工場)

議案第9号 指定管理者の指定について(川舟管理施設)

議案第10号 指定管理者の指定について(茅場処理場)

議案第11号 指定管理者の指定について(日和処理場)

議案第12号 指定管理者の指定について(基幹処理場)

議案第13号 指定管理者の指定について(育苗施設)

議案第14号 指定管理者の指定について(農林産物集出荷貯蔵施設)

議案第15号 指定管理者の指定について(木質バイオマスチップ製造施設)

議案第16号 指定管理者の指定について(宇都井飲料水供給施設)

議案第17号 指定管理者の指定について(長田飲料水供給施設)

議案第18号 指定管理者の指定について(上田飲料水供給施設)

議案第19号 指定管理者の指定について(瑞穂ハンザケ自然館)

議案第20号 指定管理期間の変更について(ぐるーぷりビング)

- 議案第 2 1 号 指定管理期間の変更について（くるみ学園）
- 議案第 2 2 号 邑南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 議案第 2 3 号 邑南町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 議案第 2 4 号 邑南町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第 2 5 号 邑南町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- 議案第 2 6 号 邑南町の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 議案第 2 7 号 邑南町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 議案第 2 8 号 邑南町税条例の一部改正について
- 議案第 2 9 号 邑南町斎場条例の一部改正について
- 議案第 3 0 号 邑南町立障害者支援施設条例の一部改正について
- 議案第 3 1 号 邑南町地域支援センター条例の一部改正について
- 議案第 3 2 号 邑南町医療福祉従事者確保奨学基金条例の一部改正について
- 議案第 3 3 号 邑南町町営住宅管理条例の一部改正について
- 議案第 3 4 号 邑南町特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について
- 議案第 3 5 号 邑南町水道給水条例の一部改正について
- 議案第 3 6 号 邑南町下水道条例の一部改正について
- 議案第 3 7 号 邑南町土地開発基金条例の廃止について
- 議案第 3 8 号 邑南町農地有効利用支援整備事業分担金徴収条例の廃止について
- 議案第 3 9 号 邑南町団体営農業基盤整備促進事業分担金徴収条例の廃止について
- 議案第 4 0 号 邑南町行政不服審査会条例の制定について
- 議案第 4 1 号 行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

- 議案第 4 2 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 4 3 号 邑南町職員の退職管理に関する条例の制定について
- 議案第 4 4 号 一般財団法人地域活性化センターへの研修派遣に係る職員に支給する手当に関する条例の制定について
- 議案第 4 5 号 邑南町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について
- 議案第 4 6 号 邑南町地区別戦略資金貸付基金条例の制定について
- 議案第 4 7 号 邑南町土地基盤整備事業分担金徴収条例の制定について
- 議案第 4 8 号 邑南町第 2 次総合振興計画の制定について
- 議案第 4 9 号 邑南町過疎地域自立促進計画の制定について
- 議案第 5 0 号 邑南町地域保健福祉計画の一部変更について
- 議案第 5 1 号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 議案第 5 2 号 平成 2 7 年度邑南町一般会計補正予算第 7 号について
- 議案第 5 3 号 平成 2 7 年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第 4 号について
- 議案第 5 4 号 平成 2 7 年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第 3 号について
- 議案第 5 5 号 平成 2 7 年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第 3 号について
- 議案第 5 6 号 平成 2 7 年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第 4 号について
- 議案第 5 7 号 平成 2 7 年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第 4 号について
- 議案第 5 8 号 平成 2 7 年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第 4 号について
- 議案第 5 9 号 平成 2 8 年度邑南町一般会計予算について
- 議案第 6 0 号 平成 2 8 年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第 6 1 号 平成 2 8 年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算について
- 議案第 6 2 号 平成 2 8 年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算について

議案第63号 平成28年度邑南町簡易水道事業特別会計予算について

議案第64号 平成28年度邑南町下水道事業特別会計予算について

議案第65号 平成28年度邑南町電気通信事業特別会計予算について

日程第5 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第66号 広島県安芸高田市の公の施設を区域内に設置することに関する協議について

議案第67号 邑南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正について

日程第6 閉会中の継続審査・調査の付託

日程第7 議員派遣について

平成28年第3回邑南町議会定例会追加議事日程(第6号の追加)

平成28年3月17日(木)

追加日程第1 町長提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第68号 副町長の選任の同意について

平成28年第3回邑南町議会定例会(第6日目)会議録

平成28年3月17日(木)

—— 午前9時30分開会 ——

~~~~~○~~~~~

### 開議宣告

- 議長(辰田直久) おはようございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は予めお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(辰田直久) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。10番日野原議員、11番清水議員お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第2 一般質問

- 議長(辰田直久) 日程第2、一般質問。昨日に引き続き一般質問を行います。通告順位第7号、中村議員登壇をお願いいたします。

- 中村議員(中村昌史) 議長。

- 議長(辰田直久) 9番、中村議員。

- 中村議員(中村昌史) おはようございます。9番中村でございます。ええと、最終日のトップバッターを務めさせていただきます。ええ、1時間になりますかどうか分かりませんが、お付き合いのほどよろしく願いいたします。ええと、今回は、二つの問題について通告をしております。ええ、通告に沿って質問をしたいと思っております。ええ、まず、最初に、ええ、目的基金の運用について聞きたいと思っております。ええ、まちづくり推進基金、ええ、地域振興基金、ええ、この二つについて聞きたいと思っておりますが、ええ、これらの基金の設置の経緯とその原資、それから設置から現在までの動き、ええ、および基金の設置目的、これについて聞きたいと思っております。

- 日高企画財政課長(日高輝和) 番外、

- 議長(辰田直久) 日高企画財政課長。

- 日高企画財政課長(日高輝和) ええ、ご質問の基金の関係でございますけれども、まず始めにまちづくり推進基金でございますけれども、これは邑南町の基本構想、これは邑南町における総合的かつ計画的な行財政及び町政の運営を図るための構想ということで、これは邑南町総合振興計画をさしております。これに即して行う事業の実施に要する経費に充てることを目的としまして、合併時の平成16年10月1日に制定されたものでございます。合併当時の基金の額でございますが、1億6千824万4千円ございました。ええ、その後、合併初年度において、7億2千702万8千円を増額いたしまして、その年の年度末には8億9千527万2千円となっております。その後、三位一体の改革による

交付税の減額措置等が行われまして、財源の確保が非常に困難な時期が続きました。それによりまして、平成17年度から平成19年度の3年間の各種事業の財源を確保するために、その間で7億6千400万円余りが取り崩されております。結果、平成19年度末の基金残高は、1億3千296万6千円となりました。以降、今年度までは、利子を積み立てるのみでございまして、平成27年度末では、1億3千460万8千円の残高と見込んでおります。それから、ええ、地域振興基金でございすけれども、この基金は、旧合併特例法に基づきまして、邑南町の一体感の醸成、自治振興組織の育成、地域住民の連帯の強化に資する事業の推進の財源に充てるため、合併特例債を財源としまして、平成20年度に設置したものでございます。基金の積立は、平成20年度と平成21年度の2カ年で、15億6千470万円を積み立てております。この基金の運用益につきましては、毎年一般会計に繰り入れまして、自治会活動補助金の財源としていただいておりますけれども積み立てた15億6千470万円につきましては、ええ、積み立て後の取り崩し等は行っておりません。また、この基金は、合併特例債を借り入れて基金の原資としてございまして、その償還が平成31年度まで予定をされているものでございます。以上でございます。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(辰田直久) 中村議員。

●中村議員(中村昌史) はい、ええと、二つの基金についてご説明をいただきました。ええ、まちづくり推進基金については平成16年から、ええ、今1億3千460万円あまりがあると。それから、ええ、地域振興基金については、平成20年、21年に合併特例債を借りたものを積み立てておるということのご説明でありました。ええと、通告にありますように、私は、あのう、これらの基金をですね、ええ、地区別戦略の実現に活用すべきではないかということをご提案をするわけですが、ええ、その二つの理由について、ええ、述べたいと思います。えと、一つはですね、まあ、基金を有効に活用するという事でありまして。あのう、28年度予算では、ええ、土地開発基金が廃止されて、ええ、まち・ひと・しごと創生基金と地区別戦略資金貸付基金がまあ、設立、創設されようとしております。ええ、このまあ、土地開発基金については、まあ、これは目的基金といいますか、ええと、定額運用基金ということで土地の先行取得とかいうふうなごのために用意しておられたものだったんですが、あのう、ずっと動いていなかったということもあって、この度こういった有効に活用するというふうにされたことなんだというふうに理解をしております。ええ、同じようにですね、目的基金についても、あのう、ええ、ただ、ええ、貯金を持って大事に抱えておればよいということではなからうというふうに思います。ええ、目的を持って積み立てておるわけですから、その目的に沿って、有効に活用すべきではないかというふうに思います。ええ、それで、ええと、先ほど、あのう、設置の目的についてはですね、まあ、説明をいただきましたが、あのう、この二つの基金を、ええ、地区別戦略の実現にむけて活用しようとするのが、ええ、



この基金、基金条例、あのう、二つの基金条例がありますね、基金条例にうたってあります目的に合致するかどうか考えをお伺いしたいと思います。

●日高企画財政課長(日高輝和) 番外、

●議長(辰田直久) 日高企画財政課長。

●日高企画財政課長(日高輝和) ええ、基金の目的と地区別戦略の関係でございますけれども、まず、あのう、まちづくり推進基金でございますけれども、この基金につきましては、基本構想に即して行う事業の財源に充当するという目的でございます。ええ、地区別戦略の実現のために活用するという事は、ええ、条例の目的から外れるものではないというふうに考えております。それから、ええ、地域振興基金でございますけれども、この基金につきましては、あのう、先ほど申しましたような、邑南町の一体感の醸成でありますとか、自治振興組織の育成等の事業の推進に充てることが可能でございます。ただ、あのう、これは合併特例債を財源としておりまして、これはまあ、ルールがございまして、償還が終了した部分のみ、まあ、取り崩しが可能であるということが一つございます。それから、取り崩しに際してあてる事業でございますけれども、合併時の市町村建設計画、いわゆる邑南町では新町まちづくり計画ということになりますけれども、これに位置付けられた事業の財源とする場合ということで、限定をされてまいります。あのう、新町まちづくり計画の中には、いきいき新コミュニティ活動の推進という項目がございます。まあ、それはやはり地域のコミュニティの、コミュニティ活動の推進ということでございますので、内容的には地区別戦略にも該当するのではないかとこのうふうには考えております。ただこれにつきましては取り崩して充当できる事業につきましては、基本的にソフト事業ということになります。それから新町まちづくり計画に先ほども言いましたけれども、位置づけられている事業ということですので、まあ、あのう、どのような事業にあてるかということにつきましては、やはり若干県との協議等も必要になってこようとは思いますが、基本的にはあのう、ええ、地区別戦略等にも充てられるというふうに考えております。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(辰田直久) 中村議員。

●中村議員(中村昌史) はい、えっと、まちづくり推進基金については、あのう、まあ、いわゆる総合振興計画に掲げてあることを行う場合についてはということですから、まあ、問題はないんだろうというふうに思います。ええと、地域振興基金について、もう少し、ええ、お伺いをしたいと思います。ええと、合併特例債を借りて積み立ててあるということで、ええ、平成31年度で償還がすべて終了すると、予定だということがありました。それまでの間は償還が終了した部分のみの取り崩しがあるのだと、ええ、ということですが、これが15億6千470万のうち、どれぐらいなところがあるのかということをお聞かせいただきたいと思っております。

●日高企画財政課長(日高輝和) 番外、

●議長(辰田直久) 日高企画財政課長。

●日高企画財政課長(日高輝和) ええ、15億、失礼しました。ええ、15億6千470万円の基金ございますけれども、そのうち合併特例債の借入れが14億8千640万円でございます。ええ、95%の充当率でございます、95%部分を合併特例債を借りております。27年度末で約9億円がこれ、元金でございますけれども、約9億円が償還済みとなる見込みでございます。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(辰田直久) 中村議員。

●中村議員(中村昌史) はい、ええと、15億の内、約9億円がまあ、あのう、取り崩そうと思えば取り崩せるんだという話でございました。あのう、ええ、地区別戦略の実現にですね、このすべてを使いましょうということではありません。もちろん。あのう、必要なものはここからも充当できるような考え方を持つべきではないかというふうに思います。ええと、二つ目の理由でございますが、これは、まあ、あのう、地区別戦略というものの、重要性という観点からであります。ええと、今年度策定されました、邑南町版の総合戦略に12公民館単位での地区別戦略を乗せるんだというふうに町長が発想をされました。ええ、私はこのことを高く評価し、ええ、その実現に期待するところが、大きいものがあると思っております。ええ、常々町長もこの重要性を述べておられます。また町民の皆さんの中にも大きな期待感があります。ええ、と同時にですね、実現に対する不安というものも町民の皆さんの中にはたくさん抱えておられるように感じます。あのう、昨年の議会の意見交換会で、出向かしていただいた先でもそういうふうな意見がありました。ほんまに、ええ、今考え、考えうて言われて、考えよるんだが、ほんまにできるんだろうか。というふうなご意見がございました。ええ、で、ですね、あのう、こういった、あのう、町民の期待に応えるべく、それぞれの地区別戦略というものを実現をさしていくということが、最優先課題になるのではなかろうかと思っております。ええ、28年度予算の策定の話の中でもですね、ええ、そこを重要な課題としてとらえているんだというふうな話がございました。ええ、そこで、ええと、本定例会の全員協議会で、ええ、実現に向けた方向性が、まあ、要綱という形で、ええ、報告をされました。ええと、それによりますと、ええ、まあ、各公民館単位で実現に向けた実施計画を策定を、まず、するんだと。それに対して、ええ、300万円を上限とした補助金の交付などが、まあ、予定されております。ええ、またそれを、実現に向けて、ええ、各地区と町との連携のあり方等が、まあ、その要綱の中に示されておるわけではありますが、ええ、その内容が、あのう、ソフト事業が、まあ、中心であります。ええ、各地区の地区別戦略の内容については、ええ、ハード事業、いわゆる施設整備でありますとか、備品購入というふうなものも、ええ、組み込まれているかと思っておりますが、ええ、そういった

内容は、地区別にどういうふうな状況にあるのかを、まあ、教えてください。

●日高企画財政課長(日高輝和) 番外、

●議長(辰田直久) 日高企画財政課長。

●日高企画財政課長(日高輝和) ええ、まず、あのう、地区別戦略でございますけれども、ええ、これはまあ、10月に策定をいたしました邑南町版の総合戦略、これはまち・ひと・しごと創生法に基づくものでございますけれども、ええ、その中の主要施策の一つということで、今議員がおっしゃったようなところでございます。ええ、提案事業につきましては、あのう、内容を、まあ、ハード事業、ソフト事業ともに、ええ、出しているだけで結構ですよということは、あのう、申し上げておりますけれども、まあ、基本的には、まあ、あのう、ソフト系の事業ということで、ええ、当初は説明をさせていただいた経緯はございます。ええ、内容としましては、あのう、地域の人口減少に歯止めをかけるための事業であること。これはまあ、交流人口の増加をはかるものも含まれます。それからもう一つが地域住民の皆さんが主体となって実施する事業ということで、ええ、まあ、例えば公共施設等の整備を伴う場合は、その運営等も含めて地域住民の皆さんでやっていただきたいというところでございます。まあ、特にあのう、後年度に町の、ああ、町も財政厳しゅうございますので、後年度に町の一般財源等の負担が生じないことを一つの目安としてお願いをしております。それから各自治会やあるいは各自治会の連合組織の中で、ええ、了承されている事業というようなところの位置づけで皆さまに策定をお願いしたものでございます。内容でございますけれども、ただいま現在までのところで、10の地区から地区別戦略の提案をいただいております。ええ、その中には、あのう、おっしゃいましたようにハード事業の施設整備等も出ておりますけれども、内容としましてはですね、ええ、まずあのう、交流人口の拡大、まあ、これは観光の振興でありますとか、それに併せて都市交流を行って、定住対策に結び付けていこうということ、および、その結び付けるにあたっては地域にある空き家でありますとか、古民家の改修とか、そういうその改修整備をしていきたいというような思いを出していただいたところが、ええ、9地区ございます。あ、あのう、言い忘れましたが、あのう、一地区3事業を限度に、あのう、お願いをしております。9地区ございます。それからええ、次に多いのが、ええ、特産品の開発あるいはブランド化というようなところの6次産業化の推進というようなところが、ええ、4地区ございます。それから、ええ、あと高齢者の方の暮らしやすい地域づくりということで、まあ、高齢者の生きがい対策でありますとか、いうたところの推進をしていきたいというところが3地区ございます。また、地域の、地域づくりのコーディネーターでありますとか、ええ、地域おこし協力隊を活用した地域運営の仕組みづくりというところの提案が3地区あります。合わせてまだ3地区ありますけれども、あとは地域の運営の仕組み、あのう、暮らしやすい地域づくりというようなところ、あるいは地域の活動、いろいろな活動の推進というようなところ。

地域文化の振興というようなどころの計画が3地区ございます。後残りが木質バイオマスの活用を推進をしていくと、いきながら、産業に育っていききたいというようなどころ。それから婚活を進めていきたいと。あるいは子育て支援の、を子育て支援を地域でやっていきたいというところがそれぞれ1地区ずつございまして、ええ、今出ておりますこれは、まあ、地域から概算として、このぐらいの事業費がほしいというのを全部合計しますと、4年間で、5億2千万あまりの提案でございまして、まあ、単年で言いますと、ええ、ハードが、まあ、単年だと、あのう、ソフト事業は4年間というような形になりますけども、単年で言いますと、3億7千200万ぐらいの数字が出ております。内訳はやはりハードが多くございまして、ハードが約3億、ソフトが約7千300万から400万程度という、全体ではそういう状況でございまして、あのう、第1希望、第2希望というような形をお願いしておりますので、えと、第1希望で、だけを集計しますと、これはまあ、4年間、あ、第1希望の単年度でございまして、ハードが1億2千300万、ソフトが4千200万ということで、約1億6千500万という希望が出ておる状況でございまして。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(辰田直久) 中村議員。

●中村議員(中村昌史) はい、ええ、かなりな事業規模といえますか、あのう、規模で計画が出ておるようであります。ですが、これは、あのう、それぞれの地区です、あのう、地区の皆さん方が集まって、議論を重ねられて、ええ、積み上げてこられた計画でございまして、先ほどから言っておりますように、できるだけこれを実現できるように、ええ、町も我々議会も、ええ、こう、えと、バックアップをしていく必要があるんだろうというふうに私は考えております。そこで、ええ、先ほどから言っておりますが、この二つの基金を活用すべきではないかということでもあります。町長の所見を伺いたしたいと思います。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(辰田直久) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) ええ、まあ、今課長が申しあげましたように、かなりの額が出てくるということでございまして。で、私はあのう、もちろん基金の活用もいろいろ考えなきゃいけませんけれども、やっぱりできるだけ希望に沿うためには、あらゆる財源を確保しながら、当然国県の事業も、財源も確保しながらということをやっぴり今から考えていかなきゃならないと思います。あるいは過疎債の活用も大いに考えていかなきゃならないと。基金だけに頼るのはちょっと危険かなあと実は思っています。と、申しあげますのも、まあ、中村議員も感じ取っていらっしゃると思いますが、ああ、一つは国の、非常にまあ、今からの財政が厳しくなる、それがひいては地方自治体にどういう影響があるのかっていう問題。また経済問題を考えても、非常に今不透明でございまして。アベノ

ミクスは成功してるとはどなたも思っていないと思います。それがどうなるのか、ああ、ということをお考えますと、やはり基本的には、今ある基金というのは活用可能かも知れないけれども、後年度負担あるいは次世代のことを考えますと、温存しておくことも必要なのかなあと、それをやはり三位一体で我々が学んだことであるというふうに、まあ、思っております。使ってあと、お手上げではそれは非常にまあ、これは財政運営が立ちいかななくなるということがございますので、ええ、そこは総合的にやはりよくよく考えてこの地区別戦略の推進にあたってはやっていかなきゃならないし、もう一つはもちろんハードも大事でありますけども、人の活用、ソフト事業が一番私はこの地区別戦略でも大事なのかなあとということをお考えしております。いくらハードを作っても人がいなきゃまわっていきません。まあ、そういったところをですね、今度推進室も作りたいたって思っておりますけども、プロの方々の知恵も借りながら、どうやってその地区別戦略が前に行くようにするのか、ということをやっぱり一生懸命考えていくこの1年ではないかなあと、まあ、いうふうに、まあ、思っております。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(辰田直久) 中村議員。

●中村議員(中村昌史) はい、あのう、私も、ええと、ええ、この基金を最優先で使いなさいという話ではもちろんございません。あのう、町長言われるように、あらゆる財源を確保すべく、国、県の事業でありますとか、というふうなところを先ず第一に考えるということはもちろんでありますけど、あのう、考え方としてですね、ええ、国県のお金がつかなかったから、あきらめましょうということではなくてですね、あのう、この地区別戦略の実現に向けて、すべてを総動員をして対応していくんだというその気持ちを、こう、こう示しておくべきではないかと、町民の皆さんに対してですね。ええ、という思いから、あのう、質問をさせていただきました。あのう、一昨日から話が出ておりますが、自主防災組織のことですとか、あと、まあ、邑智病院や社会福祉協議会が中心となって、ええ、進められております地域包括ケアシステムについてもですね、ええ、その地域の力に頼らざるを得ないという部分が今からどんどん増えてくるんだと思います。そのためにもその、先ほど町長は、ええ、人ということをおっしゃいましたが、ええ、その人の、どう言いますか、やる気をこう、継続していただくためにも、バックアップする姿勢を示しておく必要がないのかなあとというふうに思うわけで、ええ、総合振興計画にもですね、地域コミュニティの育成というところで、ええ、地区別戦略の実現の支援ということがうたわれております。このことは、ええ、ぜひ実現させなければならぬことだと考え、今回の質問に取り上げました。ぜひ一緒になって頑張っていきたいというふうに思います。ええ、次に、ええと、日本一の子育て村基金について、ええ、聞きたいと思っております。これについても、ええ、先ほどと同様に設置の経緯、それから原資、動き、それから、基金の設置目的、これについてお伺いをしたいと思います。

●日高企画財政課長(日高輝和) 番外、

●議長(辰田直久) 日高企画財政課長。

●日高企画財政課長(日高輝和) ええ、日本一の子育て村推進基金についてでございますが、これはまあ、あのう、過疎地域自立促進計画との関係がございますので、基金の管理のほうは定住促進課でございますが、企画財政課からお答えさせていただきたいと思っております。この基金は、平成23年度に制定をしたもので、日本一の子育て村構想の推進のために行う事業の財源として積み立てているものでございまして、具体的には、日本一の子育て村推進にかかる第2子以降の保育料軽減対策などの児童福祉事業、それから中学卒業までの医療費の無料化などの母子保健事業につきまして、平成23年度から32年度までの10年間は最低でも事業を継続できるようにと積み立てているものでございます。基金の額でございますが、平成23年度末で3億54万1千円でございます。その後、今年度までは、利子を積み立てるのみで、平成27年度末では、3億154万4千円の残高と見込んでおります。日本一の子育て村推進のための財源につきましては、当初、平成23年度から平成27年度までの5年間は、過疎地域自立促進特別措置法に基づきます過疎債の、いわゆるソフト事業を充てるということで、過疎地域自立促進特別措置法が、まあ、一応終了する見込みであった平成28年度から平成32年度までの5年間につきましては、あのう、今申し上げました日本一の子育て村推進基金を活用して、子育ての事業に対応していこうということにしておりました。ええ、そういう想定をしておりましたけれども、平成24年に、これは東日本大震災の関係もございまして、過疎地域自立促進特別措置法の失効期限が平成23年度いっぱいまで延長を、ああ、失礼しました、32年度いっぱいまで、延長されました。このことによりまして、平成28年度では、この日本一の子育て村推進基金からの繰入につきましては、予算化は今はないという状況でございます。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(辰田直久) 中村議員。

●中村議員(中村昌史) はい、ええと、あのう、此の基金は、日本一の子育て村構想に基づいて、ええ、こども医療費の関係とか保育料の補助に充当するために、ええ、28年から32年までの間の、えと、原資となるべく積み立てておられたものだというふうに理解をしました。ええ、ですが、先ほど課長も言われましたように、過疎地域自立促進特別措置法が延長されまして、ええ、本来でしたら、28年度から取り崩しが始まる予定だったところが、とりあえず28年度は取り崩しは考えなくてもよくなったという説明でありました。ええ、ということはですね、あのう、このままでいきますと、ええ、平成32年度までこの基金は使われないというふうなことになるのかなあと思うんですが、ええ、今後のこの基金の運用計画についてどういうふうにお考えかを聞きたいと思っております。

●日高企画財政課長(日高輝和) 番外、

●**議長(辰田直久)** 日高企画財政課長。

●**日高企画財政課長(日高輝和)** ええ、日本一の子育て村関連の事業でございますけれども、これはまあ、26年度までの実績で、平均やはり、年平均で約6千万円ぐらい借入れを行っておりますので、まあ、5年間で3億ぐらいはこの事業に充当している計算になっております。ええ、あのう、子育て環境の充実を図ることにつきましては、国も現在、まあ、地方創生の取り組みの中で大変重要視をしている課題でございます、ええ、制度の拡充も今検討されておるような状況でございます。しかしながら、あのう、財源等も含めましてまだ現段階では、まあ、国の方向というのもまだ不透明な状況が続いております、まあ、あのう、今後の国の動向等によりましては、まあ、例えばあのう、保育料等の軽減がまたさらに事業化されるというようなことも言われてはおりますけれども、まだちょっと未定な部分がございますので、ええ、そのへんの状況等も注視をしていきたいと思っておりますし、あのう、例えばあのう、今現在は平均6千万ぐらいを使っておりますけれども、小規模の保育所にかかる支援に、かかる経費でございますとか、あるいは障がい児の皆さんの保育の関係の拡充等をこのところ増額傾向になっておりますので、まあ、過疎ソフトでの対応が、まあ、今度どの程度できるかというところも見極める必要がございますので、ええ、まあ、当面はあのう、現状のまま残しておきたいというふうに考えております。

●**中村議員(中村昌史)** 議長。

●**議長(辰田直久)** 中村議員。

●**中村議員(中村昌史)** ええと、まあ、あのう、動向が不明だということは確かにございますが、あのう、先だつての教育民政常任委員会では保育料の話、県から新たな助成が始まるよ、から国の方の制度も、一人親家庭に対する補助が始まるよというふうな話もありました。ええ、企画財政課長が答弁されましたように、国の方もそういうふうな動向が今から動きがあるのではないかというふうに思います。ええ、確かにその前に町長が言われました経済状況の、まあ、不透明さ、というようなところもあって、将来的な、あのう、不透明な部分が確かにございますが、ええと、その今3億、ええと、3億154万ですか、という基金がございますが、ええ、これも日本一の子育て村を目指すという事業のために使いましょうという目的基金でありますので、ええ、その目的のために有効に活用すべく考えるべきではないかというふうに思うんですが、ええ、このことについて町長の見解を聞きたいと思っております。

●**石橋町長(石橋良治)** はい議長、番外。

●**議長(辰田直久)** 石橋町長。

●**石橋町長(石橋良治)** まず、一番大事なのは、あのう、過疎法の延長、再延長、これはやっぱり全力で我々は考えていかなきゃいけないと思います。32年度で、延びたけどもこれで終わっていいのかどうか、やっぱりこれを、やっぱりまだまだ延していけば、

やっぱりこれを優先して、子育ての関係は私どもはやっていけるわけでありますので、ええ、そこをしっかりと押さえていきたいというふうに思います。これはまあ、全国的な我々の首長としての仕事であります。で、やがて32年と、数年前からですね、こういった動きはおそらく加速化されると思いますので、そこを我々は一生懸命動いていきたいなあと思ってます。で、その中で、やはり今いろいろと子育てに対する支援をやっているわけでありますので、ええ、基本的には、あのう、もうこれ以上の、やはり軽減策等々を町単独でやることはちょっといかがなものかなというふうに、まあ、思ってます。ええ、国や県は逆に拡充をしてるわけですので、我々としてはそれは助かるなという部分があるし、ええ、で、そういう軽減策以外であえてこれは邑南町、ならではの子育てはやらなきゃいけないっというものが出てくれば、それは単にお金を安くするとかっていう話しではなくて、やはり地域でまさに、地域で子育てをするっていう中で、そういうソフト事業がいいとするならば、それはそれで大いに考えて行かなきゃならない策かなあというふうにまあ、思っておりますが、それはまあ、28年度以降の一つの大きなテーマだとまあ、いうふうに、まあ、思っております。ええ、したがって、まあ、財源の問題については今はやはり過疎法の再延長ということを私はまあ、全力で取り組んでいきたいなど、これ、原則だろうと、まあ、いうふうに思ってます。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(辰田直久) 中村議員。

●中村議員(中村昌史) はい、あのう、ええと、ええ、町長にお伺いすることを一つ、あのう、忘れておりましたといいますか、ええと、申し述べるのを忘れておりましたが、あのう、新たな支援策をこれで考えたらどうでしょうかということをお願いしたわけですが、ああ、今の答弁の中で、そういうことは経済的な支援については、もう考えないんだということでしたので、まあ、ただ、ええ、ソフト事業、みんなで子育てをするというふうなソフト事業については有効なことであれば活用していこうということ、いうお考えだというふうに理解をしました。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(辰田直久) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) で、まあ、それはすでにいくつか検討段階に入ってまして、ええ、ファミリーサポート体制を町としてもとっていかうと、ただしこれはあのう、子育て支援センターが受け持っていておられます。たとえばこちらで言うと、石見さくら会等々が事業主体になると思います。ええ、それは町としてはそんなに財源を伴わないけれども、やはり大事な課題だというふうに思ってます。あるいは今検討してるのは、ああ、保健課を中心にいわゆるネウボラと言われる体制づくり、これはまあ、先進地にも保健師が行って勉強しておりますけども、ええ、やはり出産から子育てまで一貫した体制作りというものをやっていかなきゃならないというふうにまあ、思っておるわけでありま



すので、そういったものをどういうふうにやっていくかというのは、今年度の28年度  
の大きなテーマだというふうに思って、なるべくそれは実現したいなど、それに伴う財  
源はどうなのかっていうことも含めてですね、考えていきたいなど、まあ、いうふうに  
まあ、思っております。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(辰田直久) 中村議員。

●中村議員(中村昌史) はい、あのう、あくまでもやっぱり日本一の子育て村を目指す  
ということですね、あのう、先進的な取り組みというふうなものを、新たにこう追加を  
していくべきだろうというふうに思います。あのう、それは町長言われるように経済的  
な支援ということだけではなくてですね、あのう、そのために、まあ、この基金を有効  
に活用していくということをお願いをしたいと思います。ああ、もちろん、あのう、言  
われました、ええ、過疎ソフトの延長というふうなところが、最優先であって、ええ、  
それがどんどん、どんどん延びていくと、こうまあ、言ってみると、ええ、この基金で  
法律が切れてから5年間は、うちはまだできるんだよというふうな考え方もできるのか  
も知れません。ただそういうふうな発想を常に持ってですね、あのう、日本一を目指す  
というところで、ええ、対応をお願いしたいというふうに思います。ええ、そのそう  
いったことを、まあ、念頭に置いていただいて、ええ、次の質問に入りたいと思います。  
あのう、木育ということについて聞きたいと思います。ええ、先般のですね、ええ、お  
おなんドリーム学びの集いで石見養護学校木工班の皆さんがウッドスタートと称して、  
町内の新生児に対して木のおもちゃを配布するというのを提案をされました。ええ、  
現在、ええ、全国各地でウッドスタート自治体、ウッドスタート宣言をした自治体とい  
うのがこう増えてきております。これはあのう、東京おもちゃ美術館が中心となってで  
すね、木のおもちゃの誕生祝品の配布であるとか、ええ、木育のスペシャリストの養成  
講座の開催であるとか、ええ、子育てサロン、そういった子どもの住環境の木質化など  
を行うものであります。またそれ以外にも、ええ、木育に関する講習会でありますとか、  
親子参加型の木工教室、ええ、自然ふれあい体験、森の学校など、さまざまな授業が展  
開されております。ええ、このような取り組みの可能性、とりあえずはまあ、あのう、  
今石見養護学校の方から提案をいただきました、ええ、木のおもちゃの誕生祝品の配布  
ですね。ええ、そういうふうなことの可能性、ええ、子育て支援策として、あるいは子  
どもの教育あるいは大人も含めた生涯学習という観点からの可能性を、どう考えておら  
れるか聞きたいと思います。

●原定住促進課長(原修) 番外、

●議長(辰田直久) 原定住促進課長。

●原定住企画課長(原修) ええ、議員さんおっしゃいましたことの、ちょ、多少繰り返  
しになる部分もありますが、健康センター元気館で開催されたおなんドリーム学びの集

いでの、石見養護学校の生徒さんが、私たちにできることと題して自分達が邑南町のためにどんなことができるかという点について発表されたわけですが、その内容はおっしゃいましたとおり、邑南町の日本一の子育て村構想に貢献したいという思いから、いろいろ考えた結果、赤ちゃんに誕生祝いのプレゼントをしよう、という考えに辿り着いたというものでした。この取り組みは、おっしゃいますように、ウッドスタートとも呼ばれ、小さい頃から木に触れ合うことで感性豊かな子どもを育てることができる、と言われていています。石見養護学校には木工班があり、日頃の授業で木のおもちゃ、積み木などを作られておられ、生徒さんの技術も高く、非常に質の高い作品に仕上がっております。この石見養護学校からこのような発表がありまして、邑南町としましても石見養護学校や他の機関と連携して、この木育の普及について何か進めていけないだろうか検討に入りました。議員お尋ねの子育て支援策としての可能性はということですが、木育には子育て支援の観点以外にも林業振興による経済の活性化や環境教育など、とても幅広い分野に関連する可能性を含んでおります。町としましては、子育て支援の関連からは、定住促進課、保健課、福祉課が。地域への木育普及活動や教育の関連からは生涯学習課。それと林業振興の関連から農林振興課のそれぞれ担当で組織をつくり、さらに石見養護学校や矢上高校、議会議員さんをはじめとして有識者の方々とも連携し、町として今後どう木育活動に取り組めるのかを検討しているところであります。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(辰田直久) 中村議員。

●中村議員(中村昌史) はい、あのう、ええと、今答弁がございましたように、ええ、町としてもすでに検討に入っておるということでございます。この石見養護学校のほうの提案を受けてですね、ふまえてですね、この活動を進展させるべきというふうに考えます。ですから、ええ、で、この取り組みをですね、あのう、日本一の子育て村構想の一環というふうにしてとらえて、ええ、それをまあ、例えばおもちゃをつくるにしてもですね、まあ、今80人、目標100人の新生児ですから、毎年100個のおもちゃをつくと、すと、その材料代というふうなところも必要になってくるわけですね。これがまあ、毎年80から100個ということになりますと、どれだけの金額になるか、まあ、あのう、まだ計算をして、ええ、はじき出しているというふうな段階ではないんだと思いますが、ええ、そういった、あのう、継続的に必要になってくる経費っていうなものも出てくるわけで、そういったところを日本一の子育て村の一環として、ええ、基金が利用できないだろうかということ提案をしたいわけです。ええ、町長いかがお考えでしょうか。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(辰田直久) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) あのう、今石見養護学校のこうした動き、私もあのう、当日は出

かけておりました、で、最後に感想を求められた時に、ぜひこれは一緒にやっていきたいという話をさしてもらいました。ええ、非常にこれはいい提案だったというふうに、まあ、思っております。ほいで、まあ、そういう中で、やはり養護学校からのそういう提案でございますので、そこを大事にして、ええ、無理がないようにしながら、やっぱり一歩、一歩実現していくということが大事なのかなあと、まあ、いうふうに思っております。技術的なもの設備的なものは養護学校にあるわけでありまして、指導の方もいらっしゃるわけでありまして。養護学校の生徒さんもいらっしゃるわけでありまして、ええ、そういうことを、まあ、そういうところを中心にやっていく、まあ、その中で、まあ、今のような基金の活用という話もありましたけれども、まあ、それ以外にまだまだその財源確保の手はあるのではないかなと私は思います。たとえば、クラウドファンディングっていう、今非常にまあ、有効な手法もあるわけですし、やはりこういう木育、あるいはこういう障がいをもった生徒さんの頑張りに対する情報発信、それをすれば私は全国的には共鳴する方は想像ですけども、いらっしゃるのではないかなあと。で、少額でも、まあ、いわゆる寄付をして頑張ってもらいたい、まあ、そういうものを集めて、そして、やっぱりこう皆の共感を得ながらやるのが、障がい者に対する様々な問題に対する発信でもあるし、地域の宝であり、養護学校の発信でもあるし、あるいは子育て村の発信でもあるしということになるんだろうと思います。あのう、今あるお金をどうするかという事だけではなくて、やっぱりそういったところも兼ね併せてですね、財源確保を求めていくほうが私は広がりが出てくるのではないかなあと、まあ、いうふうに、まあ、今感じているわけでありまして。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(辰田直久) 中村議員。

●中村議員(中村昌史) はい、あのう、ええ、クラウドファンディング等でまあ、あのう、こう広く呼びかけてというふうなお話であったというふうに思います。もちろん、その関わりを持たれる方が多くなればなるほど、そのう、どう言いますか、ええ、自分の問題というふうに捉える方が増えてきて、ええ、有効な手段だというふうには思います。ですが、まあ、先ほど申しましたように、継続的に、ええ、必要となる経費というふうなものも出てくるわけで、そういったところの確保を、まあ、あのう、基金に限らずですね、ええ、町としてもお考えいただけたらたいへんありがたいというふうに思います。ええと、もう少し話を進めますが、あのう、このそもそも木育ということばはですね、あのう、平成18年に閣議決定されました森林林業基本計画において、ええ、市民や児童の木材に対する親しみや木の文化への理解を深めるため、材料としての木材の良さやその利用の意義を学ぶ教育活動というふうに、呼ばれて定義をされました。で、それを推進をしていこうということが、この時の閣議決定に明記されたものです。ええ、その後まあ、21年に森林林業再生プランが策定されまして、ええ、平成23年にはこの基

本計画も改定をされておりますが、あのう、こういった流れで分かりますように、ええ、最終的にはあのう、地域材の利用促進、林業による産業振興、こういうふうなものを図ろうとする、という考えが根底にあるわけです。先ほど課長も、ええ、林業振興というふうな話もされましたが、ええと、こういった木育ということを進めていくことによって、ええ、森に対する関心、木に対する関心を深めていく、ええ、それが最終的に、時間はかかるかも知れませんが、最終的に邑南町の森の有効活用、ええ、木の有効活用、林業を中心とした産業振興につながるのではないかとというふうに考えるわけですが、ええ、こういった可能性について、どういうふうに認識をされておるかを伺いたいと思います。

●植田農林振興課長(植田弘和) 番外

●議長(辰田直久) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) ええ、森林資源の有効活用、産業振興の可能性といった質問でございますけれども、ええ、ウッドスタートという、まあ、取り組みが全国にあるというお話がこれまでございましたけれども、ええ、そのために、木を使ったおもちゃをつくるという技術が必要になるわけですが、幸いにもその技術が本町にあるということでございます。ええ、まあ、そういったウッドスタートの取り組みをしたいけれども、作る技術がないために、その技術を持った他の町にお願いをして作ってもらっているという事例もあるということを知っております。そして他の町からの依頼を引き受けて、それを産業として成り立たせているという事例もあるようでございます。ええ、邑南町は、多くの森林資源と多様な樹種に恵まれた町でございます。その上に作る技術もあるということですので、この事業の可能性というのは非常に私はあるというふうに思っております。そして、このような取り組みが森林資源の有効な活用と言えるほどの需要になるか、まあ、ならないか、いうのはまあ、ございますけれども、先ほど質問の中にございましたように、長い将来を見通したときには、そうして育った子どもたちが大人になって木の家に住んでみたいとか、内装材には町産材を使ってみたいとか、それからまた山の木を切ったら、またそこに植えると、そういったようなですね、思いをもっていただけるようになるんではないか、そういう可能性というのは大いにあるんではないかというふうに感じております。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(辰田直久) はい、町長。

●石橋町長(石橋良治) あ、ちょっとあのう、補足と言いますか、あのう、私の気持ちも含めてちょっと付け加えたいんですけども、あのう、さきほどのクラウドファンディングという話をしました。で、なぜこれをやるかっていう、まあ、理由も言ったわけですが、やっぱこれをやると木に関心を持つてる方が、ひょっとしたら邑南町に移住をして、そしてあのう、養護学校の手伝い、あるいは自分でその木工品を作る、おもちゃを作るっていう方も、若者も結構いるんじゃないかなあとそういう意味で、とにかく

情報発信すれば私は非常に将来がなんか、こう明るい未来が開けるんじゃないかなと、まあ、こういうふうに思ってます。で、例えばそのう、岡山県の西粟倉村の新聞が出ておりました。ここは正に、あのう、議員がご指摘のような動きをされて、それが地産外商という雇用も生み出しですね、ええ、非常にそのの、村が活性化してるっていういわゆる地域内経済循環も含めてですね。というような記事が出ておりましたので、まあ、そこは非常に好事例ではないかなと、邑南町も同じことは可能性としてはあるんじゃないかなあというふうにまあ、思っております。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(辰田直久) 中村議員。

●中村議員(中村昌史) はい、あのう、可能性はあるというふうな認識であるということが分かりました。あのう、西粟倉村の話は私も今まで何度も出ささせていただきました。あのう、森の学校という組織を作っております、ええと、粟倉村の木は全部そこを通して販売をするということになっておるようです。で、もちろんその学校に、ええ、家具の制作をされる方であるとか、ああ、木工工芸品を作る方であるとか、さまざまな方がおられて、そういった有効活用して、西粟倉村の家というふうなものも作っておられる。大変参考になる例だというふう思います。あのう、今回はですね、木育という、まあ、概念を、ええ、町民の皆さんに知ってもらうために質問をいたしました。ええ、先ほど定住促進課長の方から町としても検討に入っておるんだということでしたが、あのう、まずはですね、石見養護学校の提案に沿って、ウッドスタート事業から始めて、その後に森林、林業の関係の方、木工品政策に係わる方、あるいは子育て支援の関係者、それから学校教育の関係者、ええ、行政の担当者、そういった方々が一堂に会してですね、ええ、こういう木育という概念に沿った議論の場に拡大をして、ええ、行くことが必要なことなのかなあというふうに思っております。ええ、町産材利用という観点からもですね、ええ、このことについて真剣に考えていかなければならないことだと思い、まあ、一つの契機になればというふうな思いであります。ええ、これがますますこう、進展をすることを願って私の質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

●議長(辰田直久) 以上で中村議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は10時45分とさせていただきます。

—— 午前10時29分 休憩 ——

—— 午後10時45分 再開 ——

●議長(辰田直久) 再開をいたします。続きまして、通告順位第8号、山中議員登壇をお願いいたします。

●山中議員(山中康樹) 議長。

●議長(辰田直久) 14番、山中議員。

●**山中議員(山中康樹)** ええ、14番、自由民主党山中康樹でございます。ええ、この度通告をしておりますことにつきまして、まず、邑南町の心臓部とも言えます財政について、私25年間、25回の、ええ、当初予算の、ええ、こととなります。ええ、この度は、ええ、財政について初めて一般質問をいたします。ええ、28年度の予算編成を、あたり心配することもあり、また執行部、議会とも今後10年、20年先の住民の住みやすいまちづくりを推進そして継続していくために、ええ、真剣に取り組む時期がきたのではないかという感じをしております。ええ、質問の通告書を挙げております。ええ、主に財政関係の、ええ、質問を挙げておりますので、ええ、ケーブルテレビなどご覧の皆さんには、ええ、行政用語そして数字が出てきますので、まあ、たいへん分かりにくいと思われるかも分かりませんが、ええ、私たち議会はしっかりとこれを受け止めておりますので、ええ、執行部と議会のやりとりというようにご理解を、まずお願いをいたしまして、ええ、質問に入らせていただきます。ええ、最初に28年度の予算は、ええ、合併後一つの区切りの年でもあります。ええ、昨年に行財政改善答申、議会から答申を受けた健全な行財政運営、そして本町の28年から10年間の第2次総合振興計画が動き出す年。また28年から5年間の過疎地域自立促進計画により、事業が促進をする年。そしてまた28年度からの5年間、町地域保健福祉計画により、数値目標による、ああ、施策の展開がされる年ということで、ええ、本年度28年度からのこの5年間というものが新たな、ええ、邑南町の、ええ、進むべき道の、ええ、予算であり、また財源であると思っております。ええ、それでは最初に、28年度当初予算のテーマでございました、邑南戦略キックオフ元年、この予算編成にあたり、地方創生事業への取り組みと、邑南戦略重点5項目の事業内容と各事業の財源措置、そして事業の検証についておたずねをいたします。

●**日高企画財政課長(日高輝和)** 番外、

●**議長(辰田直久)** 日高企画財政課長。

●**日高企画財政課長(日高輝和)** 平成28年度予算編成についてでございます。28年度の予算編成につきましては、地方創生の取り組みを進めることを大きな目標といたしまして、予算編成のテーマを、明日(みらい)が見える地域が輝く邑南戦略キックオフ元年、といたしました。まず、選択と集中による邑南戦略の財源確保と着実な執行を重点項目の基本に据えまして、以下、地区別戦略の推進、日本一の子育て村の推進、A級グルメから売れる産品づくりへの取り組みの加速、小中高一貫でグローバル人材の育成、健康づくり・体力づくりの推進、を掲げております。はじめに、地区別戦略の推進でございますが、地域の人口減少に歯止めをかけるとともに、交流人口の増加を促進し、地域の活性化を図ることを目的として、邑南町版まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げます12公民館単位の各地区別戦略を実現するため、地域住民の皆さん、地域住民組織等が主体となって取り組む活動を支援するものでございます。地区別戦略につきましては、

先ほどもお答えしましたけれども、10地区から戦略の提案を受けておりました、28年度からは、この戦略に掲げていただいた事業を具体化させていただくこととなりますけれども、町としましては、具体的な事業実施計画を策定支援するとともに、邑南町地区別戦略実現事業により、1地区300万円を限度とした補助金を交付することとしております。また、地区別戦略資金貸付基金を創設し、地区別戦略の実現を支援することとしております。財源としましては、地区別戦略実現事業では主に過疎債のソフト事業を充当することとしております。つぎに、日本一の子育て村の推進でございますが、平成23年度に策定した、日本一の子育て村構想の後期の取り組みを進めようとするものでございます。これまで、第2子以降の保育料軽減対策などの児童福祉事業、中学卒業までの医療費の無料化などの母子保健事業を中心として事業展開を行い、人口の社会増につながるなど一定の成果は上がっており、今後も、邑南町版総合戦略に掲げる出生数年間80人の確保を当面の目標に掲げ、妊娠、出産支援、育児支援に加え、地域での子育て支援、結婚支援の事業を実施する計画でございます。こちらの財源につきましては、主に過疎債のソフト事業を充てることとしておりますが、県の交付金等の活用等も考えております。次に、A級グルメから売れる産品づくりへの取り組みの加速でございます。平成23年に策定した邑南町農林商工等連携ビジョンに基づき、食をキーワードに掲げて、関連産業の振興、雇用機会の拡大、観光交流人口の拡大、定住人口の増加、農産物のブランド化など各種事業を展開してまいりました。その中で目標として掲げておりました定住者数200人、起業家数5件につきましては、目標の達成しておりますけれども、観光入込客数100万人につきましては、達成が困難な状況となっております。今後は、邑南町版総合戦略の、しごとづくり、に掲げております人材育成、地域での雇用の場の拡大、農林業の振興、域内経済循環の拡大、交流人口の拡大を積極的に推進することとしております。これらの財源でございますが、国の新型交付金として創設されます、地方創生推進交付金を活用するとともに、新たに邑南町まち・ひと・しごと創生基金からの繰入金も財源としております。また、地域おこし協力隊の活用につきましては、特別交付税の対象となっておりますのでございます。次に、小中高一貫でグローバル人材の育成でございますが、答えのない答えを見つけ出す力を育むことを掲げております。グローバルとは、造語でございますけれども、グローバルに世界をふかんする力とローカルいわゆる地域課題を解決する力を併せ持つような人材の育成を目指すというものでございます。ええ、小中高の一貫したキャリア教育を進めるとともに、世界へも羽ばたける力を身に付け、地域でしごとをつくれる人材育成を推進します。これまで医療や農業についての学習を中学生を対象に取り組んでおります。医療系、農林大学校への進学が増加している状況もありますので、長期的には取り組みの成果があるものと期待できます。また、矢上高校の魅力化事業、魅力向上事業、地域学校・ふるさと教育などを引き続き推進してまいります。財源につきましては、矢上高校魅力化事業、中学生学習

支援実証実験事業につきましては、国の地方創生推進交付金と邑南町まち・ひと・しごと創生基金からの繰入金を充てることとしております。その他の事業につきましては、県の交付金又は一般財源での対応でございます。最後に、健康づくり、体力づくりの推進でございますが、これは医療費や介護費用の低減につながる予防活動の推進、乳幼児小中高校生の健康づくり、健康に対する意識改革の推進、がん対策としまして、早期の発見、介護予防事業、地域医療、福祉機関との連携強化などを掲げております。健康づくりに関連する事業の財源につきましては、主に過疎債のソフト事業を充てることとしております。

●**山中議員(山中康樹)** 議長。

●**議長(辰田直久)** 山中議員。

●**山中議員(山中康樹)** ええ、27年度、ええ、本年度の予算編成に、あのう、おけます重点項目は、ええ、災害の早期復旧と安心、安全なまちづくりを含め、5本の重点項目でございました。ええ、28年度は、ええ、日本一の子育て村の推進、そしてA級グルメから売れる産品づくりへと、そして健康づくり、体力づくりの推進が継続の事業の予算になっております。そして新たにこの度、地区別戦略の推進と小中高一貫でグローバル人材の育成が、選択と集中による邑南戦略、戦略5本柱として重点化が図られると理解をいたしました。ええ、財源措置につきましても地方創生交付金、過疎債、ソフト事業、また特別交付税、そして町の創生基金からの繰入金であり、一般財源からの、ええ、持ち出しは軽減になっておると理解をいたしました。ええ、そこで、3点ほど。ええ、農林商工連携ビジョンに基づいた、食と農を中心としたA級グルメの検証と課題をふまえ、ええ、今後の方向性またビジョンについて、ええ、新たに策定をされます邑南町起業支援、ああ、創業支援ビジョンの推進のため、まち・ひと・しごとプロモーションセンターの役割と機能、そして、基本方針、そしてさらに、ええ、それに関連して、新しく設置をされます邑南町東京PRセンターの位置づけにつきまして、ええ、3点お尋ねをいたします。

●**日高商工観光課長(日高始)** 番外、

●**議長(辰田直久)** 日高商工観光課長。

●**日高商工観光課長(日高始)** ええ、邑南町農林商工等連携ビジョンが策定されてからのこの5年間を振り返りますと、ええ、このビジョンに基づき、ここでしか味わえない食や体験をA級グルメと称して、基幹産業である農林業を中心に、食の側面から高付加価値化を推進してきた結果、関連産業の振興、町の知名度の向上、定住人口増加、こういった面において一定の成果を得てきたと考えております。平成23年度から取り組んでおります、このビジョンについては三つの数値目標を掲げて推進しておりますが、ええ、先ほど答弁もありましたように、定住者数と起業家数はすでに目標数値を超える実績をあげております。しかしながら年間観光入り込み客100万人という目標については、今月末



を待つて集計ができますが、今年度は、いこいの村しまねの休館でありますとか暖冬によりますスキー客の減少などにより達成は厳しいと言わざるを得ない状況だというふうに考えております。ええ、このビジョンは平成27年度で最終年を迎えるため、現在、新しいビジョン策定に向けて協議を進めているところでございます。新しいビジョンではこれまでの成果や邑南町版総合戦略の方向性を踏まえ、持続可能な町の実現を仕事づくりの側面から支援することを重点におき、邑南町起業・創業支援ビジョンという名称で取り組んでいく予定でございます。基本方針としましては、1番目に食と農の連携による経済循環の確立。2番目として地域課題の解決を担う社会起業家の輩出。3番目に起業家の成長・発展を支える環境づくり。この三つを掲げております。具体的な数値目標としましては、平成28年度からの5年間で、新規の起業数を10社、雇用創出数を30人としております。そういった事業を推進していく組織としまして、邑南町まち・ひと・しごとプロモーションセンターの設立に向け協議を進めているところでございます。現在策定を進めております邑南町企業創業支援ビジョンの推進に向けて、役場、商工会、金融機関、矢上高校、研究機関などとの連携により、各支援機関が有する強みや機能を効果的に統合し、施策の推進を図ってまいりたいと考えております。また、もう一つの組織として、邑南町東京PRセンターを立ち上げまして、東京を中心とした首都圏での情報の受発信に努めていきたいと考えております。この事業の内容につきましてですが、邑南町に在住経験のある株式会社瑞穂商事の職員と連携をして行うこととしております。内容としまして、起業を目的とした定住・移住者の誘致及び企業誘致、大学との連携、外国人観光客誘致等の推進などについて、1年契約を基本として瑞穂商事に委託をして実施する予定としております。

●山中議員(山中康樹) 議長。

●議長(辰田直久) 山中議員。

●山中議員(山中康樹) ええ、23年度より、より5年間の期限とまた目標数値を切り、全国の市町村でも数少ない各課の連携による農林商工連携ビジョンの事業推進が行われました。ええ、それにより、全国より、ええ、年間100件近い行政視察が議会の方にもございました。ええ、また現在もあっておりますが、ええ、町内での宿泊また食事等、それなりの経済効果も出てきたと思っております。A級グルメそして定住政策、子育て支援など東京からの、ええ、発信により、ええ、テレビ、雑誌等により邑南町のPR効果の成果は十分出たと、ええ、思っております。ええ、また食と農を中心としたこのA級グルメの事業につきましても、ええ、いろいろ、ええ、町民の皆さんにまだまだ説明不足というようなことも、ええ、一部にはございましたが、私は、ええ、この事業につきましても、ええ、高い評価をし、一定の成果が出たというように思っております、ええ、次につながるA級グルメから、売ってく産地というような方向づけになるということで、また期待をするものでございます。ええ、28年度はこれまでの成果や邑南町版総合戦略の方向性をふまえて、仕事づくりという言葉が出てまいりまして、そしてこ

の、ええ、事業を推進をしていかれます。ええ、まち・ひと・しごとプロモーションセンターが設立に向け協議をされている中、調査費が予算計上をされております。そこで、石橋町長に考えをおたずねいたしますが、ええ、一つ目として新たに仕事づくりにビジョンとして、邑南町企業創業、ああ、創業支援ビジョンが、ええ、できますが、その推進する組織としてまち・ひと・しごとプロモーションセンターが計画をされております。ええ、これにつきましては、ええ、昨日かなんかにも、ええ、同じ質問がございましたが、ええ、もう一度確認のために、ええ、この人材確保は、ええ、どのように、ええ、されていくのかと。ええ、また予算的なことも、ええ、今、あ、う、計画がございましたら一緒に。ええ、2点目につきましては、ええ、地区別戦略を進めていくために、まち・ひと・しごと創生戦略推進室というものが新たに定住促進課内に、ええ、立ち上げられると、ええ、聞いておりますが、この目的と考え方につきまして。ええ、そして三つ目に、まち・ひと・しごと創生戦略室とまち・ひと・しごとプロモーションセンターとの、この関係というものが、大変分かりにくくなっておりますが、ええ、この関係というものはどのような関係の位置づけになるか。ええ、最後に、ええ、東京PRセンターとの契約は、ええ、先ほどの、ええ、商工観光課長の答弁ですと、ええ、契約は1年と基本的には、ええ、考えているという答えがございましたが、ええ、私は、ええ、邑南町企業創業支援ビジョンの、ええ、28年度からの5年間、やはりこれに、併せてやっていくべきじゃあないかというように思いますが、ええ、町長のお考えをおたずねいたします。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(辰田直久) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) ええ、4点のことについて、ええ、ご説明、ご質問いただきました。ええ、まず、あ、う、ビジョンでございます、邑南町企業創業支援ビジョンでございます。これの経過も若干含めて話をしますと、ええ、実は観光協会一つとってみても、まあ、観光協会そのものが単なる観光の情報、受発信だけではなくて、まちづくりそのものもかなり関わってきたという経緯があるかと。それは具体的に言わなくてもいいと思いますけども、それをどうやってさらに発展させていくのかっていうことが前提でございます。ええ、そして観光協会も今補助金が、まあ、出てるわけでありましてけども、できるだけ自前のお金でやっていくためにはどうするのか、自立ということでありましてね。そのためにまあ、こういう企業創業支援ビジョンというものを、観光協会を中心に、まあ、描いたのがこの構想であります。あくまでもこれは構想でございます。で、その中にお示しをしておりますのは、今度は新たに創業とか起業家を育成するということも併せ持ってそのプロモーションセンターでやろうということが計画されてるわけでありまして。ええ、まあ、実際には食と農に関しての人材育成であるとか、あるいは起業家の育成は、もうすでに観光協会を中心にやってたという実績もあるわけでありまして、さ

らに食と農だけではなくて、という話になります。ええ、ただ私はこれで一つ欠けてるなあと思ったのは、昨日の大屋議員との議論もあったわけではありますが、今いらっしゃる事業家の方々、いわゆる商工業者の方々の事業承継、これをやっぱりやっていかないと単なる創業者、ああ、創業、起業、育成だけではちょっと問題があるなというふうに、まあ、思ってるわけですし、ええ、これをプロモーションセンターの中にやっぱりしっかり事業として、あのう、入れ込む必要があるだろうというふうに、まあ、思っております。そうなりますと、やはり今ご質問がございましたような、こういうこともできる人材がほんとにいらっしゃるのかどうか、現状。で、ここは非常にあのう、大事な点でございまして、ええ、人材イコールこのセンターが成功するか否かのカギに、を握っているわけですので、ええ、この人材の獲得についてはよほど慎重に考えていかなきゃなりません。ええ、しかも事前に先進地に職員を行かした報告をみても、当然成果を求めるわけです。成功報酬というものもあるわけです。それはやはり相当のレベルであれば、1千万円以上の報酬がないとなかなかそれは来ないよということも、その成功した自治体からも聞いておるわけですので、ええ、ああ、そうしたことをしっかり踏まえて、ええ、スタートしなきゃいけないのかなあと、まあ、いうふうにも思っておりますし、ええ、もう一方では、今の観光協会そのものが実は正規職員が13人、パートが11人、24人の大所帯でございまして、まあ、裏返せば雇用の場になっている。しかもこの24人はみんな私は優秀だと思っております。若い方々でございまして、その方々やっぱりぜひ成長してもらわなきゃならない。そのためにはやはり自立ということもふまえて、観光協会そのものをできれば、まだまだしっかり鍛え上げるという事が必要だろうというふうに、まあ、思ってるわけですね。したがってセンターの立ち上げの前にやはり観光協会の自立ということ今年、28年度はやっぱりやっていく必要があるろう、ここには大いに商工観光課の職員はかかわっていかなくちゃならないと、そういう一年であるなあというふうに、まあ、思っております。したがってまあ、そういうことで、1番目のご質問はご理解いただきたい。ええ、次に2番目の、まあ、28年度から地区別戦略を推進するための仮称でございまして、まち・ひと・しごと創生戦略推進室、これを立ち上げたいと思っております。ええ、これは定住促進課の中に立ち上げたいとは思っております。ええ、要員としては、室長が一人、それから課員が一人、まあ、二人体制でございまして、しかし、じゃあ職員二人で何ができるのかということでもあります。ええ、12公民館のすばらしいこの地区別戦略をやはり、今中村議員のご指摘もあったように、必ず実行していかなくちゃならない。やはりそこにはやっぱりこの二人だけでは私は不十分だと思っておりますし、島根県、あるいは中山間をよく知ったやはりあのう、相当の能力のある方を配置しなきゃ一方ではいけないなああと、まあ、いうふうに思っております。ええ、今考えておりますのは中山間研究センターの方に相談をしております。そしてそこには、人材の派遣ということもお願いをしております。その経費については地方

創生交付金でなんとかならないのかなと、こういうふうに思っております。それも一人だけではだめだと思っております。12公民館をやはりそれぞれ見るためには最低3人から4人ぐらいのですね、まあ、常勤ではなくても、あのう、派遣が必要であるのかなあと、こう思っております。それと併せ持って事務局的存在である創生戦略推進室、まあ、これを、と一緒にですね、地区別戦略を進めていかなきゃならない。要はそれぞれの地区の方々を、まあ、リードして行って、気づきも含めて学習しながらですね、自らが、地区の自らがやっぱりやっていくということにしなきゃいけない1年だなあというふうに、まあ、思ってるわけでありまして。ええ、で、今あのう、予算でお願いしてるのは、じゃあそれを役場の中に私は設けるのはどうかなと、できれば町場の中で、ええ、自由にそこに入って来ていただいて相談を受けるような、やっぱりスペースが必要ではないかなあと、役場には実際にそういうスペースは今ありませんし、様々なやっぱり相談を受けるためには、そういう場所が必要であろうという思いから、今考えておりますのは、旧山陰合同銀行の矢上支店の場所、今これは町の普通財産になっておりますので、そこを改造してですね、なんとかそこに戦略推進室が行けないのかなあと思っております。ええ、やはりそこは人づくり、それから仕事づくり、ですからプロモーションセンターともかなりダブるわけですね。で、まあ、プロモーションセンターがいつできる、完全にでき上がるかっていうことは分かりませんが、でき上がった段階でそこに一緒に入って行っていくということも有りだというふうに思います。先ず先行して、そこで地区別戦略推進室をそこに設けたいなあと、まあ、そうすればワンストップでサービスができるのかなあというまあ、私の気持ちであります。ええ、24日には中山間研究センターからもそういった件で相談がございますので、まあ、そういうことも提案しながら進めていきたいなあというふうに、まあ、思います。ええ、4番目の東京PRセンターの1年契約という話でございます。やはりこれはまず、出発でございますので、ええ、最初から5年、10年という長期契約ではなくて、1年でまずやってみる、やってみるんだけど、私はこれは将来の邑南町の発展のためには欠かせない存在だと思っておりますので、1年である程度の成果を出しながら、今度はある程度長期に考えていくということは当然必要なことだろうと思っております。ええ、しかしながら、これは、あのう、瑞穂商事の職員の方に、まあ、いくらの量っていうことは分かりませんが、あのう、まあ、相当の部分をこのPRの方に、まあ、時間を割いていただくことにもなるかとは思いますが、一方ではあのう、瑞穂商事の仕事もやっていかなきゃならないという、まあ、立ち場でございます。したがってこの1年のやはり結果を出すためには相当そこに職員も支援をしながら、行ってやっぱり教えていながら、一緒にになって、連携をして行政や観光協会の職員と一緒にPRに努める1年でなければならないのかな、一方的にその瑞穂商事の職員にお願いするということでは、私はこれは失敗するだろうと、まあ、いうふうにまあ、思っております。最後にあのう、クラウ

ドファンディングのことも申しあげましたけども、私はまあ、いろいろこう、こういうことを考えると、いかにあろう、情報の発信というのが、今後正に邑南町のまちづくりの浮沈にかかることになるのかなあと。で、情報発信、単なるだからあろう、ホームページを作って情報発信をするていうことでは、もう食いついてきません。やっぱりあろう、なるほどこれはいいよっていう共感、されるような情報発信の仕方を、中身についてですね、よくよく考えて、ええ、発信をしていかないと、ええ、まあ、クラウドファンディングとかあろう、邑南町のPRとかいろいろ言いますけれども、そこはあろう、一方ではそういった長けた人もですね、情報発信に長けた人も、一方ではそういう採用の人たちも、有りかなあと、まあ、こういうことも非常にまあ、重要に思ってるわけがあります。

●**山中議員(山中康樹)** 議長。

●**議長(辰田直久)** 山中議員。

●**山中議員(山中康樹)** ええ、地区別戦略またプロモーションセンター、ええ、今までの5、6年の、ええ、積み上げてきたものが、私は最終的にこの4、5年間で、ええ、実になるという大事な一つの、ええ、地区別戦略またその、プロモーションセンターのまあ、役割だというように思っておりますので、やはりこういうものに対しては、ええ、必要なものに対してはやっぱりそれなりの予算は、ええ、使うべきだというようにまず思っております。ええ、それでは、ええ、通告で大きく挙げております、当初予算でございますが、ええ、残り時間がええ、25分ですか、なりましたので、ええ、答弁者はまた少し縮めて、ええ、答弁の方お願いしたいと思っております。ええ、28年度当初予算と、ええ、財政健全化について問うというように通告しとりますが、ええ、この度財政調整基金の取り崩し、約1億4千300万で予算化がされました。ええ、これは近年にない、私で言いますと赤字予算ではないかと、ええ、思います。ええ、財政調整基金はご存知のように、基金の中でも比較的自由に使える金でございますが、ええ、急な災害が発生した時、また起債がつかない事業を町でやっていくとき、まあ、こういう時に使う金ということが財調だと思っておりますが、しかしながらこの度、ええ、その財政調整基金を取り崩してまで、1億4千万円、ああ、1億さん、4千300万円崩してまでの、ええ、予算編成ということになりました。ええ、私は、ええ、予算というものは歳入、歳出のバランスを持ち、そして編成するものであると思っておりましたが、ええ、この度財調を取り崩した、ええ、理由につきましておたずねをいたします。

●**日高企画財政課長(日高輝和)** 番外、

●**議長(辰田直久)** 日高企画財政課長。

●**日高企画財政課長(日高輝和)** ええ、当初予算編成での財政調整基金の取り崩しでございますが、ええ、財源不足のよるものとしましては、実に11年ぶりの基金の取り崩しでございます。赤字予算となった理由についてでございますが、一般財源ベースで歳入の

見込みが大きく減少したことで歳出の抑制が進まなかったことが原因でございます。まず、歳入、特にこれは、一般財源が減少した大きな要因としましては、地方交付税の減額があげられます。平成27年度当初予算に比べまして、2億4千720万円あまりの減ということで見込んでおります。ええ、要因といたしましては、あのう、平成27年度より合併算定替、いわゆる合併特例措置が終了し、地方交付税が平成32年度に向けて漸減される影響がございまして、それが約1億2千500万円の減でございます。それから平成27年度に実施されました国勢調査によります人口減少分の影響もございまして、これが約4千800万円。それから基準財政需要額に地方債の元利償還金の一部が算入されます、いわゆる公債費でございますけれどもこれが約8千600万円の減というふうに歳入のほう見込んでおります。歳出でございますけれども、災害復旧事業や大型の普通建設事業であるいこいの村耐震補強事業等が終了した関係上予算規模としては減少しておりますけれども、これらの投資的な経費につきましては、国や県の補助金、あるいは起債等の特定の財源が多くあたってございまして、これらは一般財源の減少には結びついておりません。一方、多くの一般財源を必要とします経常経費では、物件費が大きく増加をしております。特に施設やシステム等の委託料、あるいは賃借料といったものが増加をしております。これらの経常経費につきましては、当初予算で平成26年度の決算での一般財源所要額に対して1%減ということで予算編成方針に盛り込まさせていただきましたけれども、最終的には、まあ、達成ができていないと言わざるを得ない状況でございます。平成29年度以降の予算編成においては、やはりこの経常一般財源の抑制を眼目にすべきというふうに考えております。

●山中議員(山中康樹) 議長。

●議長(辰田直久) 山中議員。

●山中議員(山中康樹) ええ、財政、ああ、歳入と歳出のバランスの崩れということですが、ええ、まあ、これにつきましては、あとからまた、ええ、質問を、したいというにおもっております。ええ、それによりまして、財調を取り崩しましたということになりますと、ええ、この度のええ、ああ、今日の議決が終わった段階での、ええ、残りの財調金額はいくらになるのでしょうか。

●日高企画財政課長(日高輝和) 番外、

●議長(辰田直久) 日高企画財政課長。

●日高企画財政課長(日高輝和) ええ、財政調整基金の平成27年度末の残高としましては、今回上程しております3月補正後で5億3千647万7千円となります。これから平成28年度の当初予算での取り崩し分1億4千362万6千円を差し引きますと、残高は3億9千285万1千円の基金残高となる見込みでございます。

●山中議員(山中康樹) 議長。

●議長(辰田直久) 山中議員。

●**山中議員(山中康樹)** ええ、それでは続きまして、ええ、昨年から1年間かけました、ええ、行財政改善審議会から、ええ、昨年に答申を町長は受けておられると思います。私もその委員の一人でしたが、ええ、この審議会では、ええ、歳入の確保そして歳出の抑制により財政健全化を目指すべきとの答申でしたが、ええ、この27年度に答申を受け、そしてこの28年度の予算に反映されると思っておりましたが、ええ、残念ながら、まあ、反映されてないというのが現実でございますが、ええ、基本的に執行部に危機感が私はないんじゃないかというのが、ええ、1点ございます。が、ええ、28年度、ええ、説明では、ええ、今庁舎内で協議ということ聞いておりましたが、これは28年度中には反映ができるのでしょうか、おたずねをいたします。

●**日高企画財政課長(日高輝和)** 番外、

●**議長(辰田直久)** 日高企画財政課長。

●**日高企画財政課長(日高輝和)** 社会経済情勢の変化に対応した適切、適正かつ合理的な行財政の実現を目指して、設置をしていただきました行財政改善審議会の皆さまには、平成27年6月23日まで6回会議を重ねていただきまして、昨年の7月16日に町長のほうへ行財政改善の取り組みについての答申をいただいたところでございます。答申の内容としましては、事務事業の見直し、公共施設の管理運営等の見直し、組織・機構の見直し及び定員管理・給与等の適正化、公正・信頼性の確保と透明性の向上ということで、それぞれがまた項目別に具体的な提案をしていただいております。これらの提案につきましては、先ほど議員おっしゃいましたように、現在役場内の若手職員で構成するプロジェクトチームにおきまして、施策への取り込み方法等について検討を行ってきておまして、平成28年度の早い段階で審議会からいただいた答申を本町の行財政運営に反映させたいと考えております。なお、人件費につきましては、地方公務員の給与制度の総合的見直しの結果を平成28年度の当初予算に反映しております。

●**山中議員(山中康樹)** 議長。

●**議長(辰田直久)** 山中議員。

●**山中議員(山中康樹)** ええ、それでは続きまして、ええ、一般家庭も一緒ですが、1年間にいくら、ええ、借金をして、そして払っていくかというのが、ええ、基本的には、ええ、起債というものでございますが、ええ、この起債発行額につきましては、ええ、6、7年前から、ええ、邑南町は5億円以内ということで、ええ、一般的には普通建設費用にあてておりますが、ええ、これの、ええ、につきまして、ええ、本年度も、ええ、5億以内ということで予算が計上されておりますが、今後、ええ、歳入不足が、ええ、懸念されるという中で、起債発行額の制限について基本的なお考えをおたずねをいたします。

●**日高企画財政課長(日高輝和)** 番外、

●**議長(辰田直久)** 日高企画財政課長。

●**日高企画財政課長(日高輝和)** 起債の発行制限の考えでございますけれども、ええ、まず起債の発行制限について、あのう、起債の発行制限は平成19年度の当初予算編成時から導入した、いわゆる普通建設事業へのシーリング、まあ、これは限度額の設定ということになりますけれども、ええ、の方法でございまして、平成19年度から平成21年度までは起債発行額を10億円以内、一般財源所要額2億5千万円以内とし、平成22年度以降は起債発行額5億円以内、一般財源所要額2億5千万円以内というふうにしております。これは、当時の財政状況にかんがみまして、公債費の増高を抑制するために設けたもので、平成28年度当初予算編成においてもこれは踏しゅうをしております。このシーリングを導入しました平成18年度当時は、その後の財政状況の悪化が懸念される状況で、いずれも平成17年度の普通会計決算でございますが、起債残高が約212億2千800万円。公債費の元利償還金が約27億7千200万円でございます。これが直近の平成26年度の決算では起債残高が155億7千500万円、7千500万円で、平成17年度の約73%とまで減っております。ええ、公債費の元利償還金は19億5千700万円で、これは80.7%と、ここ10年間でかなりの減少をしておる状況でございます。起債の発行制限の効果が現時点では現れているというふうに認識をしております。普通建設事業が町内の土木建設業等への影響を考えますと、現時点では当面の間は、この起債発行の限度を5億円という形で設定して、ええ、おいても、公債費の、公債費に起因します財政の悪化という懸念はないというふうに考えております。

●**山中議員(山中康樹)** 議長。

●**議長(辰田直久)** 山中議員。

●**山中議員(山中康樹)** ええ、起債発行制限限度額につきましては10億から今5億ということで、今、ええ、財政課長の答弁からいきますと、やはり、ええ、邑南町の財政をどこでセーブするかというのは、ええ、最終的にはこの起債発行が、ええ、の、限度額ということだというように、まあ、理解をいたしました。ええ、その中でもやはり、あのう、このう、19年から21年まで、10億円ということの成果というものが、ええ、17年度の普通会計の決算から言いますと、一般会計で約邑南町には、ええ、212億3千万の、まあ、借金というものがございました。ええ、これがええ、10億という枠をはめまして、そしてこれを5億に落として、そして現在が約155億と、だいたい56億ですか、56億円の町の一般会計の借金は減ってきたと、ええ、特別会計もございしますが、これは、ええ、基本的には、まあ、20年とか25年、長いもので30年くらいの長い返済でございますので、ええ、この度の予算にはあまり影響はしないと思っておりますが、ま、そういうようなところで起債発行額が当初は年間27億あまりでしたが、ええ、年間公債費として返しておりましたが、ええ、現在で19億ということで、ええ、この起債の発行につきましては、ええ、今普通建設事業費の中でもやはり、ええ、建設関係に対するあのう、いろんなことがあるので、ええ、今のところは良からうということで



ございましたが、私はこの起債発行、ええ、限度額というところよりも、先ほどええ、今年予算を組むのに計上を一般財源の抑制ができなかったということでございましたが、やはりこの計上一般財源の抑制ということで、ええ、これはやはり、ええ、主に、ええ、コピー機とかそして保守点検料、そして私たち町民に対しましてはまあ、補助金とか各種団体、こういうところに入り込むわけですが、やはり、ええ、計上一般財源の抑制というものを、やはり真剣に執行部そして議会も、ええ、考えていくべき、ええ、時だというように思っております。ええ、もう1点につきましては、ええ、中期財政計画の、ええ、見通しということを挙げておりますが、ええ、これにつきましては、ええ、これはええと、33年度の現状ということで挙げております。これはまあ、ええ、基本的に推計、あのう、いたしましたところ、5年間では、ええ、新たな事業もしくは、ええ、まあ、過疎債あたりで3年据え置き9年というところの償還が始まらん限りあんまり動かんかなというようなことで、ええ、この質問に対しましては、ええ、こちらから、ええ、おたずねするのは、この28年度の予算編成のやり方で、ええ、歳入が、ええ、ほとんど不透明な状態、国が毎年変わります。というような中で、ええ、歳出が抑制をしない場合には、1億4千300万をまず基本的には今年取り崩しました。そして財政調整基金、ああ、減債基金、これはまあ、自由に、自由にと言いましょうか、まあ、くずしゃあくずしてもええわけですが、ええ、これからも7千万あまり、ええ、崩されておりますが、ええ、基本的には1億4千万の、ええ、金額を崩して29年度以後の予算をまた組んでいくということになりますと、歳入が基本的には約80%は国、県に頼っております自主財源の2割あるかないかいう、町の、邑南町の場合、これはこの33年度の段階では、単純計算で起債、台帳の基金が枯渇すると、なくなるんではないかという単純計算が出てまいります。ええ、私も研究してる間に、あのう、この財政調整基金、だいたいどれぐらいが、ええ、町として持つておるのが安心かというようなことで、ええ、だいたい、邑南町の財政状況の場合は一般会計から、6億か7億ぐらいじゃあないか、というように最低邑南町の場合は、ええ、財調を6億もしくは7億ぐらいはない限りは、安定した財政運営はできないというのが、ええ、財調の基金でございませう。ええ、そがあなことで、やはり、ええ、財政的に厳しいということになりますが、ええ、最後に町長に対して、この行政運営について、ええ、お伺いいたしますが、ええ、私この度特にこの質問を、ええ、いたしましたのは、ええ、矢上高校の未来フォーラムでしたか、これをケーブルテレビで見えておりましたら、ええ、矢上高校の生徒さんが、ええ、いろいろ邑南町の未来について、ええ、研究をし発表をされておりました。ええ、その中にはグラウンド整備、もしくは施設ということで何十億という大きな夢もございました。しかしながら、その中の生徒さんが、ええ、今邑南町から矢上高校、もしくは自分たちは子育て支援、そして矢上高校の振興費ということで、ええ、たいへん、ええ、やってもらってるということで、ええ、それに対して、ええ、石橋町長は、ええ、どう

いうに答えるんかと思っておりましたら、ま、国の金とのいい方で、あのう、答えておられまして、まあ、もともと国の金ですが、しかしながら、ええ、邑南町の子ども、また国のためにということで、支援をしてるという言葉はまあ、つけだされたわけですが、今の状態が、社会動態、ええ、合併後大変きびしい財政の中で町の全体の借金は毎年へしております。しかしながら社会動態という人口が初めて増えてきたという成果もあります。これは主に、ええ、23年からの5年間のいろいろA級グルメを始め子育て支援、もろもろの成果によって、ええ、邑南町に定住、そしてまた働き場所の起業起こし、そして観光、こういうものが数値目標を上げて、しっかりと出てきました。そして、今後の5年間、これが地方創生、ええ、国からの地方創生の金、私はほんとはまあ、地方創生あてにはしておりません。これを言いますと怒られますが、国が地方をしっかりと守るといってございましたら、地方交付税を自由に使ってくださいということで、くれりゃあいいわけですが、これには制限をかけまして、今ある以上の事業、もしくは、ええ、人口対策もろもろの数値目標のしっかりしたものに対してしか出せませんよ、いうことは今の国の方針は、地方に完全に格差をつけるやり方、格差をつけるということは、ええ、邑南町は町長以下執行部の皆さんの頑張り方によって、このう、近辺の町に比べましたら、いろいろな面で、ええ、出てきました。やはり、ええ、町民が安心してそして安全に暮らせる、5年先、10年先を目指すためには矢上高校の生徒さんのように、財源というものをしっかりと将来に残しながら、そしてやるべきだというように思っております。まあ、そういうような中で、ええ、私たち地方、議会人の役割の一つというものは住民にとって、希望のある、やはり未来を提示すること。ええ、毎年の予算にあたりましては、ここで初めて行政そして私たち議会が50、50の立場で賛成、反対をいたします。ということは、今後先の邑南町の財政につきましても、私たち現在の15名の責任もございます。来年だけ良かったらいい、そして5年間良かったらいいでなしに、やはり邑南町これがええ、10年先、20年先に安心して暮らせるそのシステムを私は作るべき、その中で、ええ、特にこの度の地方創生、そしてまたええ、地区別戦略、この地区別戦略につきましても、全国でも珍しい手法をとられました。ええ、12公民館単位で初めて地域の皆さんが、自ら、ええ、知恵を出し合って、地域をしっかりと研究してくださいと、ええ、これにつきまして、町といたしましては、ええ、今までもありましたように、ええ、最高300万の4年間、そしてもう一方につきましては、事業するにあたり500万というような資金も用意をしておりますが、ということになりますと、ええ、今後5年間のまちづくりの手法によって、ええ、格差の出る町が出てきます。というようなまあ、一つの心配をしながら、ええ、私は、ええ、今後やっぱりブレーキをかけながら、アクセルを踏む行政というような恰好で、メリハリを付けた、数値目標を付けた予算編成というものがなくなっていきますが、ええ、時間も少なくなってまいりましたが、私が、ええ、今日最後に一般質問をするということで、大変まあ、議

会のほうやら、周りのほうから、なんか言うんではないかというような雰囲気が大変で  
ておりますが、ええ、まあ、町長のほうにおたずねいたしますが、ええ、町長の行政の  
今後の考え方、ええ、なにをやはり重点目標にやっていくかということが1点ございま  
すが、ええ、やはり、10月には、ええ、任期満了ということでございます。ええ、町  
長も約12年間ということになりますと、議会のほうの一般質問で、ええ、再表明をす  
るということでなしに、やはり自らがその決心をした時に、ええ、それを表明するとい  
う立場が私は、ええ、ベターではないかというように思っておりますが、ええ、町長の  
基本的な、ええ、行政の在り方等につきまして、ええ、お考えをおたずねをしたい、終  
わりたいと思います。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(辰田直久) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) あのう、今後の行財政運営については、もう、山中議員さんがす  
べてを言っていたいただきましたので、いうことはありませんです。まあ、そういう今のご  
指導を下に一生懸命またやっていくわけでありまして、まあ、10月には任期を迎える  
わけでありまして。で、まあ、そのあとどうするかということも皆さんたぶん関心事だろ  
うというふうに、まあ、思ってるわけでありまして。ええ、まあ、正直申し上げまして、  
ええ、今回とにかくあのう、いい予算をつくる、しかもまあ、キックオフ元年でござい  
ますし、いろんな荒波がかぶってる中で、とにかくいい予算を作りたいという思いです  
るところ来ておりましたので、まあ、正直、次のことについては十分に私の中では、ま  
あ、考えていなかったわけでありまして。ええ、まあ、そういう中ではありますけれども、  
できるだけ早い時期、まあ、遅くとも6月議会までには自分の今後のことをですね、え  
え、表明をしたいなと思っております。まあ、それが責任ある態度だというふうに、ま  
あ、思っておりますが、ああ、今いろいろと、言葉を裏返せばがんばれとこんな気持ち  
もおっしゃっていただいたような気もするわけでございますので、ええ、できるだけ、  
ええ、前向きにですね、かんがえていかなきゃいけないこの時期なのかなあという、こ  
とでございます。まあ、今後よろしく願います。

●山中議員(山中康樹) 議長。

●議長(辰田直久) 山中議員。

●山中議員(山中康樹) ええ、持ち時間がおわってしまいましたが、ええ、町長のほうも、  
ええ、基本的に、は、前向きに考えてみたいという明るい、ええ、答弁だということ  
を理解をいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

●議長(辰田直久) 以上で山中議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせ  
ていただきます。再開は午後は1時15分とさせていただきます。

—— 午前11時49分 休憩 ——

—— 午後 2時16分 休憩 ——

~~~~○~~~~

(発言の訂正)

●**議長(辰田直久)** 再開をいたします。さきほど、服部総務課長のほうから3月10日に行われました議案第40号、邑南町行政不服審査会条例の制定についての質疑における答弁の一部について、発言の訂正の申し出がありましたので、これを許可いたします。

●**服部総務課長(服部導士)** ええ、10日におこなわれました質疑におきまして、議案第40号、邑南町行政不服審査会条例の制定について、8番、大屋委員のほうから罰則規定についてご質問が有り、私は、職員は厳しい本条例の適用を受けると、お答えを致しましたが、正しくは地方公務員法の改正により、4月1日から罰金部分につきまして、3万円以下が50万円以下になりますので、同じ内容となります。解答に誤りがあり申し訳ございませんでした。ご訂正をよろしくお願いいたします。

●**議長(辰田直久)** ただいま説明のありました、総務課長からの発言の訂正の申し出を許可することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●**議長(辰田直久)** 異議なしと認めます。したがって3月10日に行われた議案第40号、邑南町行政不服審査会条例の制定についての質疑における服部総務課長からの発言の訂正の申し出を許可することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

### 日程第3 請願の委員長報告

●**議長(辰田直久)** 日程第3、請願の委員長報告を議題といたします。平成27年第9回定例会において、請願第4号、国民皆保険制度の維持・発展の意見書提出を求める請願が、教育民生常任委員会に付託されております。この審査結果について、委員長の報告を求めます。石橋教育民生常任委員長。

(委員長登壇)

●**石橋教育民生常任委員長(石橋純二)** ええ、請願の付託を頂いておりました、審査を行いましたので報告をさせていただきます。平成28年3月17日、邑南町議会議長、辰田直久様、教育民生常任委員会委員長石橋純二、請願審査報告書、本委員会に付託された請願を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告をいたします。記、請願審査報告について、受理番号、請願第4号、付託年月日、平成27年12月8日、件名、国民皆保険制度の維持・発展の意見書提出を求める請願でございます。審査結果は不採択でございます。委員会の意見、この請願は、島根県保険医協会会長岩田兼正氏より提出されたものでございます。昨年5月成立した医療保険制度改革関連法は必要な医療を必要なだけ保障することを旨とする、皆保険制度を後退させるものであり、従来の制度を維持・発展させることを求める内容であります。委員会で審査したが内容に不明

な点があり、紹介議員を通じ改めて詳細説明を求めたが期限内に説明がございませんでした、よってこの請願は不採択といたしました。以上でございます。

- 議長(辰田直久) 以上で委員長報告は、終了いたしました。委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久) 無いようですので、質疑を終わります。

(委員長降壇)

- 議長(辰田直久) これより、討論に入ります。本件に対する委員長報告は不採択です。したがって、討論は、原案である請願第4号に対する賛成討論から始め、反対討論、賛成討論と交互に行います。始めに、請願第4号への賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久) 反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。本件に対する委員長報告は不採択とすべきものであります。したがって、原案について採決します。請願第4号、国民皆保険制度の維持・発展の意見書提出を求める請願を、採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手なし)

- 議長(辰田直久) 賛成なし。したがって、請願第4号、国民皆保険制度の維持・発展の意見書提出を求める請願につきましては、不採択とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 議案の討論・採決

- 議長(辰田直久) 日程第4、議案の討論、採決。これより、議案の討論、採決に入ります。始めに、議案第6号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第6号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(辰田直久) 全員賛成、したがって、議案第6号、指定管理者の指定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第7号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第7号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) 全員賛成したがって、議案第7号、指定管理者の指定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第8号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第8号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第8号、指定管理者の指定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第9号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第9号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第9号、指定管理者の指定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第10号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第10号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第10号、指定管理者の指定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第11号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第11号に賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第11号、指定管理者の指定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第12号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第12号に賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第12号、指定管理者の指定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第13号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第13号に賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第13号、指定管理者の指定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第14号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第14号に賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第14号、指定管理者の指定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第15号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第15号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第15号、指定管理者の指定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第16号に対する質疑に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第16号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第16号、指定管理者の指定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第17号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第17号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第17号、指定管理者の指定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第18号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第18号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第18号、指定管理者の指定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●**議長(辰田直久)** つづきまして、議案第19号、指定管理者の指定についての討論にあたり、中村議員の除斥について採決いたします。お諮りします。議案第19号につきましては、中村議員に直接の利害関係のある事件と認められますので、地方自治法第117条の規定によって除斥したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●**議長(辰田直久)** 異議なしと認めます。よって、中村議員を除斥することに決定をいたしました。中村議員の退場を求めます。

(除斥議員退場)

●**議長(辰田直久)** それでは、議案第19号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**議長(辰田直久)** 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**議長(辰田直久)** 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第19号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●**議長(辰田直久)** はい、全員賛成、したがって、議案第19号、指定管理者の指定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。ここで、退場されております中村議員の入場を求めます。

(除斥議員入場)

●**議長(辰田直久)** つづきまして、議案第20号、指定管理期間の変更についての討論にあたり、山中議員、三上議員の除斥について採決いたします。お諮りします。議案第20号については、山中議員、三上議員に直接の利害関係のある事件と認められますので、地方自治法第117条の規定によって、除斥したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●**議長(辰田直久)** 異議なしと認めます。よって、山中議員、三上議員を除斥することに決定をいたしました。山中議員、三上議員退場を求めます。

(除斥議員退場)

●**議長(辰田直久)** それでは、議案第20号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**議長(辰田直久)** 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第20号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第20号、指定管理期間の変更につきましては、原案のとおり決定をいたしました。ここで、退場されております山中議員、三上議員の入場を求めます。

(除斥議員入場、着席)

●議長(辰田直久) つづきまして、議案第21号、指定管理期間の変更についての討論については、地方自治法第117条の規定によって、宮田議員、日野原議員、そして私は除斥となります。宮田議員、日野原議員の退場を求めます。私も退場いたしますので、議事進行を副議長にお願いをいたします。

(除斥議員退場)

●大和議員(大和磨美) 除斥の議決はいらないのですか。

●議長(亀山和巳) 三上事務局長

●三上事務局長(三上直樹) 失礼致します。私のほうから説明させていただきます。あの、除斥を諮っておりますのは、他にも関係する議員さんがいらっしゃる場合に、この方だけを除斥してよろしいかということについてお諮りをしております。この議題につきましては、該当になられる方以外に除斥に該当するような議員さんがおられませんので、言い切りをさせて頂くのが通例になっておりますので、よろしくお願い致します。

●議長(亀山和巳) よろしいでしょうか。

●大和議員(大和磨美) はい。

●議長(亀山和巳) それでは、議案第21号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(亀山和巳) 賛成討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(亀山和巳) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第21号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(亀山和巳) はい、全員賛成、したがって、議案第21号、指定管理期間の変更につきましては、原案のとおり決定をいたしました。ここで、退場されております宮田議員、日野原議員、辰田議員の入場を求めます。私の議事進行はここで終えさせていただきます。

(除斥議員入場)

●議長(辰田直久) つづきまして、議案第22号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第2号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第22号、邑南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第23号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第23号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第23号、邑南町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第24号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第24号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第24号、邑南町職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第25号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第25号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第25号、邑南町人事行政の運営等

の状況の公表に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第26号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第26号に賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

●議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第26号、邑南町の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第27号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第27号に賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

●議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第27号、邑南町固定資産評価審査委員会条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第28号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第28号に賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

●議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第28号、邑南町税条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第29号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第29号に賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

●**議長(辰田直久)** はい、全員賛成、したがって、議案第29号、邑南町斎場条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第30号、邑南町立障害者支援施設条例の一部改正について、の討論については、地方自治法第117条の規定によって、宮田議員、日野原議員、そして私は除斥となります。宮田議員、日野原議員の退場を求めます。私も退場いたしますので、議事進行を副議長にお願いをいたします。

(除斥議員退場)

●**議長(亀山和巳)** それでは、議案第30号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**議長(亀山和巳)** 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**議長(亀山和巳)** 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第30号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●**議長(亀山和巳)** はい、全員賛成、したがって、議案第30号、邑南町立障害者支援施設条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。ここで、退場されております宮田議員、日野原議員、辰田議員の入場を求めます。私の議事進行はここで終えさせていただきます。

(除斥議員入場)

●**議長(辰田直久)** つづきまして、議案第31号、邑南町地域支援センター条例の一部改正についての討論にあたり、山中議員、三上議員の除斥について採決いたします。お諮りします。議案第31号については、山中議員、三上議員に直接の利害関係のある事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定によって、除斥したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●**議長(辰田直久)** 異議なしと認めます。よって、山中議員、三上議員を除斥することに決定をいたしました。山中議員、三上議員の退場を求めます。

(除斥議員退場)

●**議長(辰田直久)** それでは、議案第31号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**議長(辰田直久)** 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**議長(辰田直久)** 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第3

1号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第31号、邑南町地域支援センター条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。ここで、退場されております山中議員、三上議員の入場を求めます。

(除斥議員入場)

- 議長(辰田直久) 続きまして、議案第32号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第32号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第32号、邑南町医療福祉従事者確保奨学基金条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第33号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第33号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第33号、邑南町町営住宅管理条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第34号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第34号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第34号、邑南町特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第35号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第35号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第35号、邑南町水道給水条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第36号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第36号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第36号、邑南町下水道条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第37号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第37号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第37号、邑南町土地開発基金条例の廃止につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第38号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第38号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第38号、邑南町農地有効利用支援整備事業分担金徴収条例の廃止につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続き

まして、議案第39号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第39号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第39号、邑南町団体営農業基盤整備促進事業分担金徴収条例の廃止につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第40号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第40号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第40号、邑南町行政不服審査会条例の制定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第41号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第41号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第41号、行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第42号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第42号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第42号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第43号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第43号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第43号、邑南町職員の退職管理に関する条例の制定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第44号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第44号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第44号、一般財団法人地域活性化センターへの研修派遣に係る職員に支給する手当に関する条例の制定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第45号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第45号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第45号、邑南町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第46号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第46号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第46号、邑南町地区別戦略資金貸付基金条例の制定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第47号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第47号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第47号、邑南町土地基盤整備事業分担金徴収条例の制定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第48号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第48号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第48号、邑南町第2次総合振興計画の制定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第49号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第49号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第49号、邑南町過疎地域自立促進計画の制定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第50号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第50号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(辰田直久) はい、全員賛成、議案第50号、邑南町地域保健福祉計画の一部変更につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第51号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久) 賛成討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第51号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第51号、工事請負契約の変更契約の締結につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第52号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久) 賛成討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第52号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第52号、平成27年度邑南町一般会計補正予算第7号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第53号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久) 賛成討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第53号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第53号、平成27年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第54号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第54号に賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議長(辰田直久) はい、全員賛成、議案第54号、平成27年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第3号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第55号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第55号に賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第55号、平成27年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第3号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第56号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第56号に賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第56号、平成27年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第4号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第57号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第57号に賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第57号、平成27年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第4号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続き

まして、議案第58号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第58号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第58号、平成27年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第4号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第59号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

●大和議員(大和磨美) 議長。

●議長(辰田直久) 1番、大和議員。

●大和議員(大和磨美) 私は、議案第59号、平成28年度邑南町一般会計予算において、に対し、反対の立場で意見を述べます。この予算案の内、地区別総合戦略の実現に重点を置き、現在危惧されている、人口減に歯止めをかけ、地域住民が一体となり、持続可能なまちづくりを目指していること。国からの地方交付税が減額される厳しい財政状況の中で、福祉関係予算、及び教育予算を削減せずに工夫して予算を組んだこと、それから、地域住民の願いであった、中学校の体育館の修繕、小学校の校舎の修繕などがきちんと盛り込まれていることなどにおいては、町民の期待に応えられるものと評価します。しかしながら、農業政策においては、今後予想されるTPPへの対策や、米の価格保証、所得補償対策が行われておらず、不十分と言わざるをえません。また、依然として特定の同和団体への根拠無き補助も続けており、この点において納得がいきません。以上の理由により、私は本議案について反対します。

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

●瀧田議員(瀧田均) 議長、2番。

●議長(辰田直久) 2番、瀧田議員。

●瀧田議員(瀧田均) 2番、瀧田均です。議案第59号、平成28年度邑南町一般会計当初予算案において、賛成の立場で討論を致します。平成28年度の一般会計当初予算案は114億3千300万円が計上されています。前年度当初予算に比べ3億3千200万円の減額で有り、率にして2.8%の減となっています。これは災害復旧事業が終了すること、いこいの村耐震補強改修事業が完了したこと等が、減額の主な要因となっています。平成28年度は邑南町第2次総合振興計画のスタート年であるとともに、地方創生に向け、邑南町版総合戦略を具体化する重要な年であります。厳しい財政状況にある中、国県の交付金や、補助金等の活用で、地方創生の財源を確保し、将来の人口ビジョンを目指してスタートを切るという積極的予算となっています。予算案で評価できることとして主に3点を

申しあげます。一つ目は、人口減少対策として、邑南町版総合戦略の実現のための予算が確保されていることです。具体的には12公民館単位の地区別戦略実現を目指す補助事業、が設定されること。定住支援関係では、定住支援コーディネーターの配置、矢上高校魅力化事業、空き家改修事業等の各種事業が継続して実施されること。子育て支援としては従来の支援に加え、新たな保育料軽減事業の導入やファミリーサポートセンター事業の新設がなされること。仕事づくりにおいては、活力ある農業づくり事業、起業支援事業、地域おこし協力隊を活用した農林商工関係事業の充実に取り組む事等の、予算が計上されています。2つ目は、8.24豪雨災害やいこいの村耐震改修事業の終了により、建設関係事業費が減額となる中、道路新設改良事業では、中断していた路線の工事再開や、新規改良事業の実施や、教員住宅の建設、住宅ストック改善事業の拡充、そして学校の改修等にも配意され、一定の普通建設事業費も盛り込まれています。3つ目は、携帯電話不感地区の対策を始め、生活交通対策や文化財の保全事業など地域の要望事業にも予算配分がされています。一方、今予算案には課題があることも指摘しておかなければなりません。地方交付税の減額などにより、一般財源の確保が困難となり、財源確保のための財政調整基金の取崩しが必要となるなど、将来の財政運営に不安を抱える状況にあります。今後地方創生関連の各種事業を実施するに当たり、有利な財源を確保すると共に、財政健全化に向けた行財政改善の取組も平行して進めなくてはならないものであります。明日（みらい）が見える地域が輝く邑南戦略を目指すため、地区別戦略を始め、総合戦略の推進に当たっては町民と町との協働の取組を大切に、維持可能な地域運営の仕組みづくりを一層進めるべきと考えています。以上課題も述べさせて頂きましたが、総じて邑南町の発展のために有益な予算案となっています。議員各位には平成28年度一般会計当初予算案に賛同頂きますようお願い申しあげ、賛成討論と致します。

●議長(辰田直久) 次に、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第59号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

●議長(辰田直久) はい、賛成多数、したがって、議案第59号、平成28年度邑南町一般会計予算につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第60号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第60号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

●議長(辰田直久) はい、賛成多数、したがって、議案第60号、平成28年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第61号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第61号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第61号、平成28年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第62号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第62号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員多数)

●議長(辰田直久) 賛成多数、したがって、議案第62号、平成28年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第63号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第63号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第63号、平成28年度邑南町簡易水道事業特別会計予算につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第64号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第64号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第64号、平成28年度邑南町下水道事業特別会計予算につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第65号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第65号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第65号、平成28年度邑南町電気通信事業特別会計予算につきましては、原案のとおり決定をいたしました。以上で、議案第6号から議案第65号までの討論はすべて終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

### 日程第5 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長(辰田直久) 日程第5、議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。本日、町長から、議案第66号、広島県安芸高田市の公の施設を区域内に設置することに関する協議について、議案第67号、邑南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正についての2議案が提出されましたので、これを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

- 石橋町長(石橋良治) 番外。

- 議長(辰田直久) 石橋町長

- 石橋町長(石橋良治) 議案第66号、広島県安芸高田市の公の施設を区域内に設置することに関する協議についてでございますが、広島県安芸高田市の有償旅客バスを町民が利用することに関しての協議を行うものでございます。詳細につきましては、定住促進課長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

(第66号 定住促進課長説明)

- 原定住促進課長(原修) 番外。

- 議長(辰田直久) 原定住促進課長

- 原定住促進課長(原修) 議案第66号、広島県安芸高田市の公の施設を区域内に設置することに関する協議について、をご説明申しあげます。本議案は、今年の12月議会で、安芸高田市の公の施設を邑南町民が利用することに関する協議について、を議決いただきま



したが、それを受け、安芸高田市議会でも12月22日付で議決され、その後協議書を交わしました。今回は、それを受けて、安芸高田市議会で、公の施設の区域外設置に関する邑南町との協議について、の議案が上程され、3月9日の議決後、当町に協議依頼書が送付されたので、本日、この議案を追加提案するものであります。議案書をご覧ください。読みあげます。広島県安芸高田市の公の施設を区域内に設置することに関する協議について、地方自治法第244条の3第1項の規定により、下記のとおり高田市の公の施設を区域内に設置することについて協議するため、同条第3項の規定により議決を求める。記、

- 1、区域内に設ける公の施設、安芸高田市自家用有償旅客運送条例第3条第1号に規定する友愛とろっこ便の邑南便の一部、これは次ページに別紙区域図を添付しておりますのでご参照ください。
- 2、設置の目的、邑南町の区域内において、道路運送法第78条の規定に基づく自家用自動車による有償運送事業を行うため。
- 3、設置場所、邑南町内の一部、これについても別紙区域図のとおりです。
- 4、経費の負担、運行及び維持管理等に要する経費の負担については、次のとおりとする。
  - (1) 運行の経費は、安芸高田市が負担する。
  - (2) 乗降場所の施設整備及び維持管理に要する経費は、邑南町が負担する。
- 5、施設の利用、施設は、条例の定めるところにより安芸高田市美土里町の智教寺地域及び大所地域並びに邑南町久喜の百石集落に住所を有する者の住民の利用に供するものとする。
- 6、その他事項、その他必要な事項は、両市町で協議して定める。平成28年3月17日提出、というものであります。議決いただければ、その後協議書を交わす予定であります。なお、これにより、法的な手続きは終了し、4月1日より友愛とろっこ便の運行に対し、邑南町久喜の百石集落の方の利用ができるようになります。以上、地方自治法第244条の3第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしく、お願いいたします。

●石橋町長(石橋良治) 番外。

●議長(辰田直久) 石橋町長

●石橋町長(石橋良治) 議案第67号、邑南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正についてでございますが、これは子ども子育て支援法施行令の一部改正に伴う改正でございます。詳細につきましては、福祉課長から説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

●沖福祉課長(沖幹雄) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 沖福祉課長

●沖福祉課長(沖幹雄) 議案第67号、邑南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正についてご説明いたします。今回の条例改正は、国の保育料等の軽減策にもとづき、別表を改正しようとするものでございます。なおこの、改正内容につきましては国の軽減策でございますが、3月14日付けのメールで確定した内容が届きましたので、今回追加提案するものでございます。新旧対照表をお開き下さい。新旧対照表は全部で9ページございますが、最初の1ページから4ページの3行目につ

ましては、これは保育の必要のない子どもさん、いわゆる1号認定と呼ばれるものですが、これを利用された場合の負担額の表でございます。現在邑南町では該当ございません。まず改正しますのは、表の下の備考の部分でございます。具体的には2ページをご覧ください。今までの第2号は第4号の方へ移動し、新たに第2号、第3号を加えます。新たな第2号では表の読み替えを規定しています。本来は1ページから2ページにかけての表を使いますが、この①のひとり親世帯、それから②の在宅障害児、者のいる世帯、3ページにいらっしゃっていただきまして③その他の生活保護世帯等に該当する方で、第2階層に該当する場合は無料、第3階層に該当する場合は7,550円とするものでございます。さらに、3ページの下のところの第3号でございますが、国の軽減制度の改正によるものでございます。子どもさん等が複数おられる世帯で、これまでは18歳未満で、2人目以降の方の減額でしたが、今回所得割課税額が77,101円未満の世帯は、これには18歳未満という年齢の制限をなくして判断されることになるものでございます。続いて4ページでございます。一番上のところですが、これまでの第2号を第4号としております。ここではこれまで通り18歳未満までという基準を残しております。続いて、4ページから最後のページまでが、2号認定、3号認定の子どもさんが利用された場合の保育料について定めた表でございます。4ページから6ページまでは変わりません。7ページをご覧ください。最後の行でございますが、母子世帯等をひとり親世帯と改めるようにしてあります。8ページは変更ありません。9ページをご覧ください。9ページの表は、さきほどと同じように読み替え規定でございます。これにつきましても7ページから8ページにかけての、①ひとり親世帯、②在宅障害児者のいる世帯、③生活保護世帯等に該当する場合は、それぞれ該当する金額にこの表によって減額されます。国の軽減制度にならい、現行の半額にしようとするものでございます。それから第5階層、第6階層につきましても、読み替えて減額する規定を新設しております。9ページの後半の部分でございますが、現在の第5号を第6号にし、新たな第5号でございますが、国の制度変更による改正でございます。子どもさん等が複数おられる世帯で、子どもさんの判断をする場合、所得割課税額が57,700円未満の世帯は、18歳未満という条件をはずすものでございます。また、ひとり親世帯等の場合はかっこ内でございますが、所得割課税額が77,101円未満の場合に18歳未満という年齢の条件をはずして判断するものでございます。最後に、これまでの第5号を第6号としております。ここでは、国に順じ、引き続き18歳未満という条件を付しております。条例本文のほうに帰っていただきまして、この一部改正の施行日は平成28年4月1日としております。よろしく願いいたします。

●議長(辰田直久) 以上で、提出者からの提案理由の説明が終わりました。これより、議案第66号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、議案第66号の質疑を終わります。続きまして、議

案第67号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、議案第67号の質疑を終わります。これより、議案の討論、採決に入ります。議案第66号に対する討論、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第66号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第66号、広島県安芸高田市の公の施設を区域内に設置することに関する協議につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第67号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第67号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第67号、邑南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。ここで、休憩に入らせていただきます。再開は午後2時40分とさせていただきます。

— 午後2時22分 休憩 —

(追加日程の配布)

— 午後2時43分 再開 —

~~~~~○~~~~~

日程の追加 議長発議

●議長(辰田直久) 再開をいたします。ここでお諮りをいたします。先ほど、町長から、議案第68号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題にいたしたいと思っております。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(辰田直久) 異議なしと認めます。したがって、議案第68号を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

## 追加日程第1 町長提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決

●議長(辰田直久) 追加日程第1、町長提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決を行います。議案第68号、副町長の選任の同意についてを議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

●石橋町長(石橋良治) 議長。

●議長(辰田直久) 石橋町長

●石橋町長(石橋良治) 議案第68号、副町長の選任の同意についての提案理由についてご説明申し上げます。桑野修副町長より辞職願の申出があり、受理いたしました。そのため欠けることになる副町長につきまして、人選を終えましたので、本議案を提出するものであります。本議案は、副町長に、日高輝和氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるところでございます。なお任期は28年4月1日より4年間の任期であります。ここで、日高輝和氏をご紹介したいと思います。日高氏は、昭和57年8月、旧瑞穂町役場に奉職され、平成14年7月から三町村合併協議会事務局に勤務となり、そして合併後の邑南町役場においては、生涯学習課社会教育係長、定住企画課長補佐、企画財政課長補佐、そして平成25年4月から企画財政課長と歴任され、その重責を果たしてこられました。人格・識見ともに優れ、実行力、指導性に富み、地域の人望もきわめて厚い方でありまして、また、豊富な経験をお持ちの方でもあり、副町長として活躍していただきたいと思い、邑南町副町長に選任いたしたく、ご同意を賜りますよう、お願い申し上げます。以上でございます。

●議長(辰田直久) 以上で、提出者からの説明は終了いたしました。これより、議案第68号に対する質疑に入ります。議案第68号に対する質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようでございますので、議案第68号に対する質疑を終わります。これより、討論、採決に入ります。議案第68号に対する反対討論はありますか。

(「なし」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありますか。

(「なし」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第68号について、原案に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって議案第68号、副町長の選任の同意につきまして、原案に同意することに決定をいたしました。ここで、退席者の入場を求めます。

(退席者入場)

~~~~~○~~~~~

日程第6 閉会中の継続審査・調査の付託

●**議長(辰田直久)** ただいまの結果につきましては、原案に同意することに決定をいたしましたのでお知らせいたします。日程第6、閉会中の継続審査及び調査の付託についてを議題といたします。各委員長よりお手元に配付しておりますとおり、閉会中の継続審査、調査の申し出がありました。お諮りをいたします。各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査、調査に付することに、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●**議長(辰田直久)** 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査、調査に付することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

### 日程第7 議員派遣について

●**議長(辰田直久)** 日程第7、議員派遣についてを、議題といたします。お諮りをいたします。邑南町議会会議規則第126条の規定により、お手元に配布のとおり、議員を派遣いたしたいと存じます。これに、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●**議長(辰田直久)** 異議なしと認めます。したがって、議員派遣につきましては、お手元に配布のとおり、議員を派遣することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

閉会宣告

●**議長(辰田直久)** 以上で、本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。お諮りをいたします。本定例会に付議されました案件は全て議了いたしましたので、本日をもって閉会といたしたいと思えます。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●**議長(辰田直久)** 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定をいたしました。以上をもちまして、本日の会議を閉じます。これをもちまして、平成28年第3回邑南町議会定例会を閉会といたします。ご苦労さまでございました。

—— 午後2時50分 閉会 ——

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員